連合鳥取「2024年度政策・制度要求」と 鳥取県からの回答

-鳥取県- 要望に関する現状・背景等 連合鳥取の要請事項 -鳥取県- 対応案 担当部局 2024年9月26日(木) 2024年7月30日(火)提出 <雇用・経済・生活対策・労働政策> 1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用 (1)「ふるさと納税制度」について、本来 ・令和5年度の全国のふるさと納税の受入額は1兆円を超え、県の受 ・県では、令和元年に創設さ 政策戦略本 寄附金は経済的利益の無償の供与で 入額は約2億6千万円、市町村の受入額は約69億円となり、県と県 部 (税務課) れた「ふるさと納税指定制 あることに鑑み、過度な返礼品は慎 内市町村を合計した県全体のふるさと納税受入額は過去最高の約71 度」に係る基準を満たすも 億5千万円となった。 み、制度の理念に沿った適切な制度運 のを返礼品として取り 営に努められたい。 ・これは、ふるさと納税制度が広く認知されてきたことに加え、県に 扱っているところであり、 よるふるさと納税を活用した県全体のPRや市町村の取組が充実し 引き続き、決められたルー てきたことが奏功したものと考えられる。 ルの中で節度ある運用に ・返礼品に関しては、平成20年度税制改正により開始されたふるさと 努める。 納税制度において、一部の自治体による豪華な返礼品で多額の寄附 を集める競争が過熱したため、令和元年度に総務大臣がふるさと納 税制度の適用を受ける自治体を指定する「ふるさと納税指定制度」 が創設された。 ・指定制度においては、ふるさと納税制度の趣旨に沿った運用がより 適正に行われるよう、自治体が取り扱う返礼品の基準が定められ、 さらに、令和5年度及び令和6年度に当該基準が厳格化された。 ・県においては、指定制度による基準を満たすものを返礼品として取 り扱っており、制度の趣旨を踏まえて適切に運用している。 <指定制度に係る主な返礼品基準> 主な内容 年度 ・返礼品の返礼割合を3割以下とする。 R1 開 ・返礼品を地場産品とする。 ・加工品のうち熟成肉や精米は、都道府県内産に限り返礼 品として認める。 ・地域との関連性が希薄な役務(体験・食事等)は対象外 R6 改 とする。 (2)鳥取県が実施している森林環境保全 ・県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てていくことを目的 ・「森林環境税 (国税)」と「豊| 農林水産部 かな森林づくり協働税(県 にかかる「豊かな森づくり協働税」に として、2005年度に「森林環境保全税(県税)」を導入した。 (森林づく ・他方、国においては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止 ついて、2024 年度から導入された森 り推進課)・ 税)」の両税の使途や目的 林環境税との二重課税とならないよ を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点 の違いを含めて、ホーム 政策戦略本 から、2018 年 3 月に「森林環境税(国税、2024 年度から課税)」が う、住民の意見を踏まえつつ、税収の ページや森林環境学習イ 部 (税務課) 使途や課税内容の調整をはかられた 創設された。 ベント等を通じて、引き続 い。 ・国税の創設を受けて、2022年度に学識経験者からなる「森林環境保 き県税の周知・広報を進め 全税の在り方検討会」を設置し、「森林環境保全税(県税)」の存続 の要否を含め、国税と県税の関係性をゼロベースで整理した。 ・「森林環境保全税の在り方検討会」の提言やパブリックコメントによ ・森林の現状と取り巻く環境 る県民の意見等を踏まえ、2023年度に「森林環境保全税(県税)」を の変化を踏まえながら両 廃止した上、県民による森づくりの推進や豊かな森林を次代に引き 税が一層有効に活用され 継ぐことを目的として、「森林環境税(国税)」と異なる使途を定め るよう、引き続き市町村と た「豊かな森づくり協働税(県税)」を創設した。 の連携・調整を図ってい 税 区分 創設 主な使途 く。 森林環境税(国税) 2018年 市町村が行う公的な森林整備等 1,000 F 豊かな森づくり協 2023年 森林所有者が行う皆伐・再造林 500 円 働税 (県税) や県民協働による里山保全等 など <参考>鳥取県税条例(抜粋) (豊かな森づくり協働税の使途) 第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相 当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、 次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 県民の参画と協働による森づくりを推進するための事業 (2) 鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業 (3)公正・公平な社会基盤としてのマイナ 【マイナンバー制度】 ・引き続き国の動向を注視す|政策戦略本 ンバー制度の理解促進と一層の活用 ・本県のマイナンバーカード保有率は全国に比べ高い。 るとともに、住民に身近な | 部(税務課、 マイナンバーカード保有率(令和6年7月末時点) に向けて、運用状況や住民からの意見 市町村とも協議しながら、 デジタル局 鳥取県 78.3% (全国 5位) ※全国 74.5% 必要に応じて、広報を通じ デジタル基 を丁寧に把握し、必要に応じて利用範 ・マイナンバーカードが国民・県民の7割以上に普及する中、くらし 囲や個人情報保護に関する条例の改 た理解促進や条例改正な 盤整備課) の様々な手続において利活用が進んでいる。 正などを進められたい。あわせて、地 どによる利活用拡大に努 [利活用の例] めていく。 方自治体の税務行政体制の効率化を ①健康保険証としての利用 マイナ保険証の利用率(令和6年5月) はかるとともに、個人情報の保護体制 ・あわせて、県税事務におけ 鳥取県 13.05% (全国 9 位) ※全国 9.90% を強化されたい。 る個人情報保護体制の一 ②行政手続への利用(確定申告、パスポート申請、引越手続など) 層の強化を図っていく。 ③コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(「コンビニ 交付サービス」) ・マイナンバーを利用できる事務は法律で定められているが、それに 加えて鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例で県独自に 利用できる事務を定め、申請における添付書類の削減等、行政手続 の簡素化を図っている。 [条例で定める県独自利用事務] ・生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する措置

・心身障害者扶養共済制度の実施・知的障害者に対する療育手帳の交付

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給
- ・私立の高等学校等への就学に要する費用の援助
- ・私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助
- ・私立の中学校への就学に要する費用の援助
- ・高等学校等への就学に要する費用の援助
- ・鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例による授業料の徴収
- ・鳥取県育英奨学資金の貸与

2. 取引の適正化の実現に向けて

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大されたい。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保されたい。また、すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業や小規模事業者の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正などを強化されたい。

- ・令和5年5月に産労金官13機関で「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」の周知等に連携して取り組んでおり、パートナーシップ構築宣言を行う県内企業は175社(令和6年8月末現在)と、共同宣言時の57社から大きく増加し、一定程度浸透しつつある。
- ・国においては、毎年11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と定め、大企業の長時間労働削減等の取組による負担増を、短納期発注等の形で下請等中小企業に負わせる「しわ寄せ」を防止するため、トップセミナーの開催などの集中的な取組を実施しているほか、実効性のある価格転嫁・取引適正化対策のため、下請 G メンによる調査や下請かけこみ寺による相談対応を実施している。
- ・県では、今年1月に公正取引委員会・中国経済産業局など国の機関も出席する「県版政労使会議」を開催し、価格適正化のため、国が令和5年11月に定めた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ることを関係機関で共有した。
- ・また、7月には、労務費を含む適正な価格転嫁が進むよう、取引適 正化の取組強化、違反のあった場合の厳正な対処を国に対して要望 したところ。
- ・なお、本県では、賃上げを行う事業者の生産性向上に向けた取組を 支援する補助制度や、価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談 窓口などにより、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環 境整備に取り組んでいる。

・サプライチェーン全体で共存共常を図るための取引の適正化にあたっては、公正取引に係る指導監督権限を有する国の主導的対応が欠かせないが、県としても、関係機関と連携しながら、パートナーシップ構築宣言の浸透、賃上げ・価格適正化に向けた国・県の施策の周知や活用促進を図っていく。

商工労働部 (商工政策 課、企業支援 課、雇用・働 き方政策課)

3. 中小企業が自立できる基盤を確立

鳥取県は市町村の中小企業振興基本条例の制定に向けた環境整備を進められたい。また、条文において労働団体の役割や企業の責任を明確にするとともに、条例にもとづく施策を検証する会議体を設置し実行性を高められたい。

- ・県内7市町が中小企業振興に関する条例を制定している。(鳥取市、 米子市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町)
- ・本県では平成23年12月に鳥取県産業振興条例を制定し、市町村、 産業支援団体等と連携協力し、本県産業の振興を図ることとしてい るほか、令和6年4月には鳥取県産業振興未来ビジョンを改訂し、 中小・小規模事業者の経営力強化をはじめ、集中的に取り組んでい く6つのプランを定めている。
- ・条例は、それぞれの地方公 共団体が議会と議論しな がら、域内の状況を踏まえ て制定する自治事務であ り、県としては、引き続き、 市町村とも連携して、中小 企業を振興するための施 策を実施していく。

商工労働部(商工政策

4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

- (1)地域の特性を活かしたまちづくりを 推進することで、地域雇用の増大をは かられたい。そのために、核となる企 業への支援を行い、地域内・地域間の 連携を強化して、地域産業としての競 争力を高められたい。
- ・令和5年度、事業者や行政など全ての関係者が力を合わせて取り組むことにより、県内産業を再生させ発展の軌道に乗せることを目的とした「鳥取県産業未来共創条例」の制定を行い、県内事業者等が行う、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階に対する支援など、地域雇用の拡大及び地域産業としての競争力の向上など県内産業の振興のための施策を実施している。
- ・また、教育・学術機関等や市町村との連携を強化し、大学等のシーズ を活用した企業誘致や、市町村との共創による社会・地域課題や地 域資源を踏まえた誘致戦略の策定及び戦略に基づく誘致活動にも取 り組んでいる。
- ・鳥取県産業未来共創条例の 目的が果たされ、地域雇用 の拡大と地域産業とし内 の競争力の向上など県内 産業の振興のため、今後 も、県内事業者や市町村、 教育・学術機関等と良取り まュニケーションを取り はんでいく。

商工労働部 (立地戦略 課)

- (2)地域金融機関が地域密着型金融としての役割を発揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、県民が安心し、信頼できる「地域経済の活性化に資する金融システム」を構築されたい。
- ・地域金融機関とは、密接な連携をとりながら、コロナ禍における全国に先駆けた手厚い融資制度の発動、原材料価格の高騰・円安等の経済変動事象や災害に対応した特別融資の機動的な発動など事業者の資金繰りを支援してきた。また、地域金融機関が事業者の条件変更等に柔軟に応じてきたことで倒産件数は全国最小レベルに抑制できている。
- ・さらに、事業再生にあたっては、とっとり企業支援ネットワークの 枠組みを活用して、金融機関、鳥取県信用保証協会、商工団体等が 連携して事業改善計画の策定・コロナ融資の借換による返済負担の 軽減等を支援している。
- ・このほか、県制度融資では経営者保証を不要とする創業支援資金の 創設、SDGsへの取り組みに活用できる資金の創設など成長分野の育 成や雇用創出につながるメニューも整備している。
- ・引き続き県制度融資やとっとり企業支援ネットワークを活用しながら、事業再生等に取り組む事業者を金融機関・商工団体等と連携して支援していく。

商工労働部 (企業支援 課)

5. 公契約条例の制定による公契約の適正化

5 約のに公の化公別定る約正公別である。

(1)公正労働基準を確保するため、「自治体最低賃金」や「業務委託・指定管理者制度におけるモニタリングの導入」を定め、そして地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により住民の福祉の増進に寄与することを目的とした「公契約条例」を制定されたい。	○公契約の基本理念を定めた条例 ・「長野県の契約に関する条例」(H26.4.1 施行) ・「岐阜県公契約条例」(H27.4.1 施行) ・「愛知県公契約条例」(H28.4.1 施行) ・「沖縄県の契約に関する条例」(H30.4.1 施行) ・「沖縄県の契約に関する条例」(H30.4.1 施行) ・「海業者等を守り育てる静岡県公契約条例」(R3.3.26 施行) ・「滋賀県が締結する契約に関する条例」(R4.4.1 施行) ・「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(R5.4.1 施行) ・「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(R5.4.1 施行) ・「京良県公契約条例」(H27.4.1 施行) ・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県:H28.4.1 施行) ・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県:H28.4.1 施行) ・「県が締結する契約に関する条例」(H21.9.30 施行)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。 【県議会での対応】 ・平成 21 年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された。(平成 21 年 3 月 25 日)	・最低賃金等労働者の労働条 件に関する基準は、制法制に関する基準は、制法制法制にでした。 、場所では、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	会計管理部(会計指導課)
	指定管理者の業務状況については、現状、以下のとおり各施設所管課において確認を行っている。 ・毎月の業務報告の作成・提出(標準協定書に記載) ・年1回事業報告書を提出(指定管理条例)させ、実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表(指定管理業務点検要領) ・指定管理中間年終了後に、外部評価を実施(指定管理業務点検要領)	指定管理者の業務状況については、各指定管理者と結ぶ協定書の中で毎月の業務報	総務部(行財政改革推進課)
(2)公共サービスの質の確保と自治体の 責務を明確化するために「公共サービ ス基本条例」を制定されたい。	・公共サービス基本法は平成21年5月に成立。公共サービスに関する 基本理念、行政の責務と役割分担、従事者の適正な労働条件の確保 などを定めたもの。地方公共団体は、基本理念にのっとり公共サー ビスを実施する責務を有すると定められている。	公共サービス基本という。 を踏まえ、パスポート身近と 務の充実、住民により身提供するための福祉事務所には するための雇用の安定にも 町村移管、雇用の安定にる年か で理期間のなど、 策を行ってきた。また、 管理者についてきた。 管理者について把握するムペに で公表し、 透明性の も努めてきたところ。	総務部(行財政改革推進課)
(3)公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守などもあわせて評価する総合評価方式の導入を促進されたい。	・本県では、平成19年度に「総合評価競争入札及びプロポーザル方式契約実施指針」(以下「指針」という。)を策定し、契約の性質や目的に応じてこれを活用してきた。 【活用事例(令和5年度)】 ・鳥取県防災情報ポータルサイト構築・運用保守業務・青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務・鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務・データ連携基盤構築業務・この指針において、総合評価競争入札における評価項目は、事業の目的や内容に応じて直接必要なもののほか、男女共同参画認定企業、ISO・TEAS I 種認証事業者、障害者雇用事業主、家庭教育推進企業への配慮等の項目も加えることができることとしている。	・契約の性質や目的に応じ、 価格だけでなく、入札者の 提示する性能、機能、デザイン性、技術力その他の条 件を総合的に勘案して最 も有利な者と契約をする 入札方式である「総合評価 競争入札(落札)方式」を、 業務委託や土木工事の発 注において引き続き効果 的な活用を図っていく。	会計管理部 (会計指導 課)
<雇用の安定と公正労働条件の確保>		'	
6. 働く者のための働き方改革に向けた		712 24 2 5 4 20 2 2 2 3	
(1)労働施策総合推進法にもとづく協議会(「地方版政労使会議」)を継続的に開催し、鳥取県や労使団体等との連携をさらに強化されたい。	 ・県と労働局では、産学金労官の関係者が集い、働き方に関する課題や働き方改革に向けた取組について意見交換を行う「地方版政労使会議」(鳥取働き方改革推進会議)を、法に基づく協議会として平成28年度以降毎年開催し、相互の連携を強化している。 ・また、令和6年1月には、持続的な賃上げに向けて政労使のトップが意見交換を行う「鳥取県版政労使会議」を開催し、政労使が連携して適切な価格転嫁と賃上げによる経済の好循環実現を目指すという本県の方向性を確認した。なお、令和6年5月には政労使の実務担当者による連絡会議でその後の状況を確認済である。(秋にも連絡会議を開催予定) 	・引き続き、「鳥取働き方改 革推進会議」構成員が連携 して働き方改革に取り組 むとともに、県内の賃上げ 機運を一過性としないよ う賃上げに係る「鳥取県版 政労使会議」についても、 今年度の継続開催を検討 したい。	商工労働部 (雇用・働き 方政策課)
(2)教員の長時間労働是正に向けて、給特 法にもとづく「教育職員の業務量の適	・令和2年1月文部科学省告示を踏まえ、県立学校教育職員が正規の 勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量等を管理するための措	・規定している時間外業務時 間の上限時間(月45時間、	教育委員会 (教育人材

切な管理等に関する指針」が定める勤 置について定める規則を新設するとともに、規則の運用に関する詳 年間 360 時間) を超えた教 | 開発課、教育 細等についての方針を策定し、一人当たりの時間外業務時間を月45 員がいる県立学校に対し、 務時間管理を徹底するとともに、安全 総務課) 時間、年間360時間以内とすることを規定した。 衛生委員会の設置・開催、産業医の選 県教育委員会による当該 ・なお、市町村立学校においては、服務監督権者である各市町村教育 任等、労働安全衛生体制の整備を市町 学校への事後的検証を実 村教育委員会に強く要請されたい。 委員会で同様の規程を整備している。 施している。 また、時間外業務時間の把 ・衛生委員会・衛生管理者・衛生推進者の設置(選任)を要する学校 においては全校で設置(選任)済、また、産業医の選任を要する学 握を正確に行うため、県教 校においては全校で選任済であるが、衛生委員会について毎月開催 育委員会で時間外業務等 できていない学校がある。 の入力の取扱い等をまと め、県立学校教職員に周知 している。 ・市町村教育長が出席する会 議や管理職向けの研修等 において、労働安全衛生管 理体制の整備・適切な運用 の重要性について、引き続 き強く呼びかけ等を行う。 (3)「過労死等の防止のための対策に関す ・県では、県中小企業労働相談所「みなくる」で労働時間や休日・休 ・引き続き、「みなくる」で 商工労働部 の労働相談を通して過労 る大綱」を踏まえ、県民への啓発、相 暇関連を含む労働相談を実施するとともに、労働セミナーや社内研 (雇用・働き 談体制の整備、民間団体の活動への支 修への専門講師の派遣等により、過労死等とも関連のあるメンタル 死等の未然防止につなげ 方政策課) 援などを積極的に推進されたい。さら ヘルス・ハラスメント・ワークライフバランス等のテーマで研修を るとともに、国と連携しな に、大学や中学校・高等学校における 実施している。(令和5年度:労働相談件数2,711件、うち労働時間、 がら県民・企業等への周 休日・休暇関連 199 件、労働セミナー計 12 回 403 名参加、社内研修 労働条件等に関する啓発の実施に関 知・啓発に努める。 して、各地の過労死を考える家族の会 講師派遣計 66 社 2, 188 名参加) や専門家を講師として派遣するなど、 ・国においては、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、労働 啓発事業を積極的に推進されたい。 局による過重労働解消キャンペーンや、過労死を考える家族の会や 専門家、取組を進める企業等を講師とした過労死等防止対策推進シ ンポジウムなどを実施しており、県もシンポジウムの後援を行うな どして周知・広報に協力している。 ・県内大学において、就職ガイダンス等で労働局の協力の下、労働条 ・今後も機会を捉え、学生に 子ども家庭 件等を含む働くことに関する知識を深める啓発事業を行った。 対する啓発を行うよう、大 部(総合教育 学に働きかけていく。 推進課) ・大綱において指摘された労働条件に関する理解を深める指導等につ ・学習指導要領の趣旨を徹底 教育委員会 いては、毎年開催する教育課程研究協議会において、担当指導主事 (小中学校 したうえで、公民科や家庭 が各高校の教員に対して、学習指導要領の趣旨を丁寧に説明し、専 課、高等学校 科の授業において、労働法 門機関との関係強化や指導内容の充実を図っている。また、高校に やワーク・ライフ・バラン 課) おいては専門機関と連携して、法教育などの充実を図っており、生 スに関する教育を進めて いく。その際に、厚生労働 徒が実社会で生きていくために必要な知識等を習得することによっ 省作成の教員用資料の活 て、生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育てるとともに、社会 参画の意識を高めることをねらいとする「生徒と社会がつながる教 用を今一度、各高校に周知 育推進事業」において、社会保険労務士会等の専門家の話を生徒が していく。また、毎年 12 直接聞く機会をつくっているところである。 月頃に、社会人としてのマ ナーやルール、労働環境等 について学べる冊子「THE 社会人(一般財団法人鳥取 県労働者福祉協議会)」を、 各高校へ配布するととも に、労働委員会や中小企業 労働相談所みなくる等の 専門家を講師として招い て、この冊子を用いた学習 会を実施するなど、更なる 推進に努めていく。 「就職氷河期世代」に対し、当事者個々 ・令和2年2月に鳥取労働局、県、経済団体、労働団体、支援団体等 ・引き続き、「就職氷河期世 │ 商工労働部 で構成するとっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設 代専門窓口」や県立ハロー (雇用・働き 置し、令和2年度から令和6年度までを就職氷河期世代への集中取 ワークのミドル・シニア向 | 方政策課) 組期間とし、各界が一体となって就職氷河期世代の就労支援や社会 け相談窓口で、個々のニー 参加の促進、ひきこもり対策等を実施している。 ズに寄り添った支援を行 ・県では、就職氷河期世代の正規雇用促進のためオンラインも活用し うとともに、オンラインも

7. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

人のニーズに寄り添いつつ、オンラインの 活用も含め、就職相談や職業紹介の取り組 みを通じて、職業能力開発や就労支援、社 会とのつながりを持つことに関する情報 提供や啓発を行うとともに、「就職氷河期 世代活躍支援補助金」や「就職氷河期世代 専門窓口」を拡充するなど、さらなる支援 強化をはかられたい。

- た求職者向け・企業向けセミナー (9/18・9/27) 及び企業見学ツアー を開催するほか、令和5年度から「就職氷河期世代活躍支援補助金」 を創設し、支援を強化している。
- ・また、ハローワークの「就職氷河期世代専門窓口」や県立ハローワー クのミドル・シニア向け相談窓口においても、就職氷河期世代の方々 の安定就職に向けて支援を行っている。

活用したセミナーや企業 見学ツアー、「就職氷河期 世代活躍支援補助金」をよ り多くの方に活用いただ けるよう、鳥取労働局や支 援団体等と連携して啓 発・支援を行う。

8. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

- (1)地域雇用に関する雇用創造事業につ いて、「地域活性化雇用創造プロジェ クト推進事業」の継続・拡充をはかり、 UIJターンを含めた地域での就職 を積極的に支援するための人材育成 や安定した雇用の創出・定着に向けた
- ・県では平成29年度から「地域活性化雇用創造プロジェクト」(厚生 労働省補助事業)を活用し、地域における良質で安定的な雇用の実 現に継続して取り組んでいる。1期(平成29~令和元年度)、2期(令 和2~4年度)が終了し、現在3期(令和5~7年度)目の事業を 実施中である。
- ・令和5年度からの3か年計画では「多様な人材の活躍による人手不
- ・引き続き、プロジェクト事 業を着実に推進し、残り2 か年でさらなる良質な雇 用の増加を図る。

・国事業の継続を前提に、令 和8年度以降も継続して 商工労働部 (雇用・働き 方政策課)

取り組みを進められたい。	足解消」「デジタル人材の活躍による生産性向上」の2つをテーマに企業及び求職者の支援に取り組み、3か年で計643名の計画に対し令和5年度だけで680名の良質な雇用創出につなげることができた。	プロジェクト事業を実施する方向で、産学金労官からなる協議会において県内の雇用の実情・課題について議論を深め、次期計画の策定に向けて検討を進めていく。	
(2)障がい者雇用の促進および雇用の安定に向け、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携するとともに、ハローワークを核とした地域のネットワークや、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を講じられたい。	・東部・中部・西部のそれぞれの地域単位で、県、市町村、鳥取労働局、特別支援学校、支援機関等から構成されるネットワーク会議「障害者就業・生活支援センター連絡会」を設け、地域ごとの課題や情報を共有して、障がい者雇用の推進・定着に取り組んでいる。	・引き続き、障害者就業・生活支援センター連絡会で地域の関係機関が連携し、企業への就労支援に取り組むなど障がい者雇用・定着を推進していく。	商工労働部 (雇用・働き 方政策課)
(3)中小企業における障がい者雇用を推進するため、優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)を活用するとともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化を図りつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化されたい。	・障がい者雇用に係る事業者の優良な取組の横展開については、「もにす認定企業」のほか、県においても、障がい者雇用・定着に関してモデルとなる企業を選定し、働きやすい職場づくりのポイントを掲載したガイドブック「ともに働く職場づくり〜障がいの有無に関わらず働きやすい職場を目指して〜」に掲載したり、障がい者雇用に係る優良事例紹介動画で紹介したりすることで、県内企業での障がい者雇用の推進に活用している。 ・このガイドブック等を活用し、県の「障がい者雇用アドバイザー」が関係機関と連携のうえ、企業を訪問して障がい者雇用を働きかけるほか、初めて障がい者雇用に取り組む企業等を対象に、準備から定着までの障がい者雇用のノウハウを学んでいただくための「障がい者雇用の基本まるわかりセミナー」や、優良な取組を行う企業の見学会を開催するなどして総合的な支援を進めている。	・もにす認定企業のほか、 では、 では、 では、 を業のでは、 を業のでは、 を業のでは、 を業のでは、 をできるがいるでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のででででででででででいる。 ・まいる。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・	商工労働部 (雇用·働き 方政策課)
(4)国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知・広報されたい。	・県中小企業労働相談所「みなくる」が県内の高等学校や大学等を対象に実施している「出前セミナー」において、労働法をはじめとした働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、若者に対する労働教育を推進している。(令和5年度:計8回336名参加) ・また、社会人としての心構え、労働についての基礎知識として、働くときのルールや安心して働くために知っておきたいこと、困ったときの相談窓口等についてまとめた小冊子「THE社会人」を作成し、県内高校の3年生全員に配布している。(令和5年度:5,800部作成)・併せて、県内の学校や図書館、ハローワークなどの公共施設で啓発パネルやポスターの展示コーナーを開設し、労働法や労働相談窓口について周知・広報を行っている(令和5年度:計9か所×1か月程度)。 ・なお、企業に依頼を受けて専門講師を派遣し、労働法やハラスメント等に関する社内研修も実施している。(令和5年度:計66社2,188名参加、うち労働法関係3社116名参加)	・引き続き、「みなく」が 実施する「出前セミ」についる。 実施する「出前セミ」にのも得また。 で経済の関係を行い、はからに、はないの労働等ののでは、はないではないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(雇用・働き
9. 外国人労働者が安心して働くことの			I
地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの 就労制限や生活に関する情報について、多 言語によるわかりやすい周知を徹底され たい。また、母国語による相談・支援体制 を整備・拡充するとともに、居住する外国 人および支援団体等からの意見を聴く場 を設けるなど、実効性ある共生支援施策を 構築されたい。	・国際交流財団より、県内在住外国人に対して、生活や防災等の情報 提供を行っている。 ①facebook による多言語での発信。(英語・やさしい日本語、中国語(簡 体字)、中国語(繁体字)、ベトナム語)	・引き続き、やさしい日本語や多言語による情報発信、各種相談窓口及び情報提供方法の周知に努め、外きる環境づくりを進めて行く。 ・鳥取県多文化共生サポ支に外の変見を変しての取組への支援はり、地域目線での共生社会の実現に努めていく。	輝く鳥取創 造本部(交流 推進課)
	 ・多又化共生コーティネーターの配置:鳥取(ヘトテム語) ・国際交流コーディネーターの配置:鳥取(英語、中国)、倉吉(中国、ベトナム)、米子(中国、ベトナム) 曜日により対応可能な言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる。 ・鳥取県多文化共生サポーターの配置:外国人住民と行政等との間に立って地域の橋渡し役を務める個人や団体をサポーターとして委嘱。就職や子どもの進学、行政機関での手続き等について相談対応を行っている。 		

	・鳥取県外国人雇用サポートデスク(鳥取県行政書士会) 県内事業者、県内在住外国人の在留資格や手続き等に関する無料の 相談窓口を設置し、行政書士による相談対応を行っている。 (参考)外国人労働者相談コーナー(鳥取労働局) 鳥取労働局内に相談コーナーを設置し、外国人労働者からの労働条 件等に関する相談を受け付けている。(対応言語:英語、ベトナム語)			
10. 真にセーフティネット機能を果たす	ことができる法定最低賃金制度の確立			10. 真に
				セテネ 機果こ
				できる 法定量 低賃金 制度の 確立
(1)最低賃金額はもとより、最低賃金制度 の意義・役割について鳥取県および鳥 取労働局が連携して周知徹底をはか られたい。	・最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論される。 ・最低賃金法は、その目的を「賃金の最低額を保障」することで、「労働者の生活の安定」につなげ、「国民経済の健全な発展に寄与」すると定めており、使用者に対して弱い立場にある労働者の権利を保護し、生活を保障している。 ・10月5日から最低賃金が時間額957円となる公示がなされたことに合わせ、労働局と連携して事業所等関係先に周知するとともに、新聞折り込み広告にて広報し、その際、最低賃金制度の意義・役割についても周知したところ。	・引き続き、セーフティネット機能としての最低賃金制度について、労働局と連携しながら、必要な情報の周知徹底を図っていきたい。	商工労働部 (雇用・働き 方政策課)	
(2)中小企業・零細事業者が、最低賃金の 引き上げ分を含む労務費上昇分を適 切に価格転嫁できるよう、中小・零細 企業支援策の充実や各種助成金制度 の周知および利用促進などをはから れたい。	 ・中小企業・零細事業者が、物価高騰等厳しい経営環境のなかであっても持続的に賃上げができるよう、持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金などにより、生産性向上や付加価値向上を進めているところ。 (令和6年8月末時点で80者の事業計画を認定済み) ・当該補助金は7月に改正を行い小規模事業者の支援措置を手厚くするなどしたところ。 ・その都度、新聞折込チラシやホームページ等を活用して周知を図っているところであり、直近では、9/8の新聞折込チラシにおいて、最低賃金改正とともに当該補助金も周知した。 	・制度の利用促進に向けて、 不特定多数に対するマスメディアの活用、ビジを求ス・行政支援関連情報を求める幅広い者に対するSNS等の活用、企業の経営者及び個人事業者への商生接的な働きかけ等をも直接的な働き機関等とも連携して行ってまいりたい。	(企業支援 課、雇用・働	
(3)最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を再検証し、必要に応じて契約額を見直すなど、最低賃金の履行確保を徹底されたい。	・最低賃金の改正にあたっては、県が発注する業務委託において、最 低賃金法違反が発生することのないよう、最低賃金改正に係る公示 直後に全庁に通知し、周知徹底を図っている。	・引き続き、最低賃金の履行 確保について周知徹底し ていく。	商工労働部 (雇用・働き 方政策課)	
<安心できる社会保障制度の確立>	はよの会中と佐、よぶに誰の実帯と制のよう。大中			
(1)高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、未策定の市町村は早期に地域福祉計画を策定するよう指導・支援されたい。また、策定済みの地域福祉計画(市町村)および地域福祉支援計画(鳥取県)については、情勢の変化にあわせて見直しされたい。	町村のうち、三朝町、日南町以外の市町村では地域福祉計画を策定している。	・県としては、福祉に係る複数の計画に地域福祉に係る係るほと地域を立むに地域を登り、引き続き分野性の内上に対している。 は地域には、大力野に、大力野に、大力の地域をは、大力の地域をは、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	福祉保健部 (孤独·孤立 対策課)	
(2)生活困窮者自立支援事業のさらなる 質の改善に向け、相談支援員などの人 材確保・養成を積極的に進めるととも に、雇用の安定と処遇改善や、スキル の維持・向上のための研修実施に必要 な予算の確保をはかられたい。また、 改正法(2024 年 4 月 17 日成立)によ り、生活困窮者向けの事業で被保護者 も支援することが可能となることか ら、業務の増加により支援の質が低下 することのないよう、自立相談支援機 関などの適切な人員体制を確保され たい。	 ・福祉事務所設置自治体(県及び17市町村)が実施する生活困窮者自立支援に関する相談支援や人材育成研修、ネットワークの構築等を支援する市町村支援事業(バックアップ事業)を県社会福祉協議会へ委託して実施している他、国が実施している相談支援員初任者研修、主任者研修等について福祉事務所設置自治体が希望する者に受講すること等により生活困窮者自立支援事業の質の向上に努めている。 ・多くの市町村においては、市町村社会福祉協議会への委託により、生活困窮者自立支援事業を実施しており、県においても福祉事務所を設置していない大山町及び三朝町の社会福祉協議会に相談支援員計6名(正規職員5名、非常勤職員1名)を配置し、必要な人件費について予算を確保している。 ・生活困窮者自立支援法等の改正により、令和7年4月1日から、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一方から他方へ移管する者 	・引き続き市町村立支援事と 生活困窮者自力を選集を 生活困窮者の変に して、相談支援を り、 してに応いる を り、 を り、 生活困窮者の の を を を を を を を を を を を を を を を を を を	福祉保健部 (孤独·孤立 対策課)	

の支援の一貫性・継続性が確保することと事業者の負担軽減を目的 であるが、改めて福祉事務 として生活保護脱却が見込まれる特定被保護者も生活困窮者向け事 所設置自治体へ相談支援 業(就労準備支援事業、家計改善支援事業等)の利用が可能となる 員の常勤配置や処遇改善 こととされている。 について協力を求め、併せ て相談支援員の雇用の安 定と処遇改善につながる 財政措置を国に求めてい ・(既に実施している)生活 保護受給者向けの就労準 備支援事業と一体実施が 可能とされているが詳細 は今後示されることから、 状況を注視し、必要な人員 体制の確保及び事業の一 体実施による業務量の軽 減策などを実施していく。 (3)「子どもの貧困」の解消に向けて、子 ・子どもの居場所づくりや学習支援を行う子ども食堂等の立上経費や ・国において子どもの食事、 子ども家庭 どもの居場所の提供や学習・生活環境 体験、学習等の支援を行う 運営経費を支援する市町村に対し、県から補助している。R5 年度末 部(家庭支援 「地域こどもの生活支援 | 課)、福祉保 の改善、進路選択に関する情報提供 時点で、子ども食堂等の子どもの居場所は県内に83箇所あり、その 等、アウトリーチ (訪問) 型手法で生 強化事業」が今年度から開 健部(孤独・ 充足率は全国第2位である。 ・また、放課後児童クラブを活用した生活困窮世帯等の子どもを含め 始されたところであり、市 活困窮者自立支援制度の子どもの学 孤立対策課) 習・生活支援事業等に取り組まれた た学習支援、塾などでのひとり親家庭を対象とした学習支援、家庭 町村に活用を促していく い。また、改正法(2024年4月17日 や学校に居場所がない子どもを対象とした生活・学習面の支援、教 とともに、県独自の子ども 成立)を踏まえ、生活保護世帯の子ど 員等専門職のアセスメントによる関係機関へのつなぎ等を行う市町 の居場所づくり事業の見 もの早期支援につながる仕組みの整 村に対しいて補助している。 直しを検討したい。 備をはかられたい。 ・生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業は県内 ・子どもの学習支援事業と生 6市町村において実施し、令和5年度は1市町村でアウトリーチに 活困窮者自立支援制度に よる支援を行っている。 おける子どもの学習・生活 ・改正法により、生活保護受給中の子育て世帯における本人の希望を 支援事業、また、法改正に 踏まえた進路選択のため、アウトリーチによる支援が任意事業とし よる新規事業についても、 地域の実情に応じ、それぞ て法定化された。(事業詳細は現時点では示されていない。) れの市町村と連携・調整 し、実施していきたい。 ・昨年度実施した子どもの生 活実態の把握するための 「子どもの生活状況調査」 を今年7月に取りまとめ たところであり、国による 新制度に加え、この調査結 果も踏まえ、引き続き「子 どもの貧困」対策に必要な 支援を行っていく。 (4)ヤングケアラーの実態を把握すると ・令和3年度からヤングケアラーからの相談を受け、支援に繋げるた ・令和3年度に「鳥取県青少 福祉保健部 ともに、本人や家族、地域住民の認知 め、電話及びSNSによる相談窓口を設置することと併せて、ポス 年育成意識調査」を活用し (孤独•孤立 度向上に取り組み、ヤングケアラー支 ター・リーフレットの配布や学校や公民館等へ出前講座等を行うこ たヤングケアラーの実態 対策課) とにより、本人・家族・学校のみならず県民への広報・啓発活動を 調査を実施したことに加 援体制事業をはじめ重層的な支援体 制の整備や、地域で把握し支援につな 行うことにより、認知度の向上に取り組んでいる。 え、現在、市町村関係部署 げる仕組みづくりを進められたい。 ・ヤングケアラーをはじめとした複合的な課題を抱える世帯等の支援 と連携し、県全体での実態 のため、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業は、令和6年 調査を実施しているとこ 度では県内9市町村で実施されており、また、子育て世帯訪問支援 ろであり、年内を目処に結 事業による、ヤングケアラーを含む困難を抱える家庭への家事・育 果をまとめることとして 児支援は8市町村で行われている。 ・各市町村における包括的支 援体制の構築に向けて、重 層的支援体制整備の未実 施市町村に対して、改めて 勧奨を行うことにより、実 施市町村数の増加に努め ていく。 また、県の開催するヤング ケアラー支援会議におい て、市町村や関係機関との 連携強化や更なる支援策 の検討を行い、引き続き支 援体制を構築していくこ とにより、ヤングケアラー 支援の充実を行っていく。 12. 切れ目のない医療を提供する体制の確立 (1)地域で必要な医療を受けられない事 ・急性期から在宅医療・介護まで切れ目無く提供する体制確保を目的 ・「人口減少や高齢化を踏ま 福祉保健部 態を生じさせないよう、機能分化の推 (医療政策

に、在宅医療や訪問看護を拡充された い。また、高齢者が切れ目なく医療と

進にあたっては、急性期を脱した患者

への医療や、高齢者の容体急変時の医

療などを担う病床を確保するととも

とした鳥取県地域医療構想(鳥取県保健医療計画の一部として H28 策定)を踏まえ、各圏域で必要な病床の機能(急性期、回復期、慢 性期)の議論や地域医療介護総合確保基金を活用した病床の機能分 化・連携の推進、訪問看護ステーションの機能強化などを進めてい るところ。

・毎年度、鳥取県保健医療計画(疾病・事業別)の取組の点検、進捗

え、入院・外来・在宅にわ たる医療機関の役割分担、 連携を進め、地域全体で支 える効率的で持続可能な 医療提供体制の確立」「保 健・医療・介護(福祉)の

介護を受けられよう、在宅医療や介護 の確認を行い、鳥取県医療審議会等において報告している。 連携による希望すれば在 との連携に関わる鳥取県保健医療計 ・また、第8次保健医療計画を策定した。 宅で療養できる医療提供 画(令和6年4月改定)の進捗状況を 体制の確立」等を基本方針 とした第8次保健医療計 定期的に把握・検証されたい。 画(計画期間 R6~R11) を 本年4月に策定したとこ ろ。 ・病床数や機能については、 圏域ごとの地域医療構想 調整会議において議論さ れており、県においても病 床機能分化を進めるため、 地域医療介護総合確保基 金による財政支援などを 行っている。 ・在宅医療や訪問看護の充実 に向けては、「医療計画」 において新たに「連携を担 う拠点」を圏域ごとに定め るとともに、訪問看護ス テーションの機能強化に 向けた新たな支援制度を 創設し、活用を図っている ところ。 ・「医療計画」の進捗につい ては、毎年医療審議会で、 目標に対する達成状況を 報告し、いただいたご意見 を今後の取組に反映させ ており、引き続き PDCA サ イクルを回しながら安心 かつ切れ目のない医療提 供体制を整備していく。 (2)不妊治療について、可能な限り広く治 ・今年度から、保険適用と 子ども家庭 ・令和4年4月から不妊治療が公的医療保険の適用となり、新たに人 部(家庭支援 療法を選択できるよう、保険適用外の なっていない特定不妊治 工授精や体外受精などが保険適用となる一方で、オプション的な治 治療に対する助成制度を拡充された 療や検査に対する助成額 | 療とされた一部の医療技術は保険適用が見送られ、国の助成金も廃 い。また、不妊専門相談センター事業 及び助成回数の上限の拡 止された。また、国の助成金対象であった一部の医療技術は先進医 や不妊症・不育症支援ネットワーク事 大並びに自己負担額が高 療の対象からも外れ、全額自己負担の治療となっている。 業などの各種相談支援事業(はぐてら ・治療方法の選択により、保険適用前よりも自己負担が増加して不妊 額療養費制度を活用した す)の周知・徹底をはかられたい。 場合の自己負担額を上回 治療の実施を諦めてしまうことのないよう、本県では、令和4年度 る場合に当該上回る額の から保険適用となっていない特定不妊治療や検査に対する助成を独 1/2 を助成するなどの新た 自に実施している。 な取組を開始しており、今 ・各種相談支援事業については、県ホームページへの掲載、県内市町 村や医療機関等へのチラシ配布等により、周知・啓発を行っている。 後も保険適用外の治療に 対する助成に取り組んで いく。 各種の相談支援事業の周 知・啓発等について、継続 的に取り組んでいく。 (3)地域医療介護総合確保基金の活用に ・これまでも基金を活用して、医療人材の確保に向けた処遇・勤務環 ・この度策定した第8次保健 福祉保健部 境改善や資質向上に資する取組等を積極的に実施している。 おいては、医療人材の確保に向けて、 医療計画においても、医 (医療政策 処遇や勤務環境の改善、キャリアアッ ・また、医療を受ける立場の委員にも参加いただいている医療審議会 師、看護職員、歯科医療従|課、長寿社会 において、計画の進捗について事後評価を行うとともに、その結果 事者をはじめとする医療 プが可能な仕組みの確立、専門性の向 上をはかる研修機会の拡充、研修中の 人材の確保に向けた対策 を県HPで公開している。 欠員補充に資する事業をより積極的 ・基金事業に関しては、鳥取県計画(数値目標等)を立て、計画に沿っ を記載(地域枠の設置、地 域枠医師のキャリア支援 に実施されたい。また、「鳥取県計画」 て事業実施をした後、計画における各数値目標に沿って、アウトプッ ト及びアウトカムの視点で事業評価を行っている。※当該事業評価 の事後評価においては、「地域医療介 等)。鳥取大学医学部附属 は、国に提出するとともに、県のHPで公表。 護総合確保方針」にもとづき、「医療 病院と連携した取組を継 ・基金事業の取組状況(鳥取県計画の事業評価)及び地域包括ケアの 続しているほか、仕事と家 又は介護を受ける立場にある者」をは
┃ 推進に向けた進捗については、介護保険事業計画策定委員会や介護 じめとする関係者の意見聴取・反映を 庭の両立支援や病院勤務 行うとともに、基金事業による地域包 人材確保対策協議会等、介護関係団体・専門職等で構成する委員会 医の時短に向けた取組へ 括ケアの推進に向けた進捗を住民に において、報告するなどし、意見を聴取している。 の支援、キャリアアップに わかりやすく開示・周知されたい。 向けた研修受講支援(一部 代替職員確保支援を含む) か県内で研修できる環境 整備などを進めており、引 き続き関係者の声も踏ま えながら取組を進めてい く。 ・また、基金に係る「鳥取県 計画」の事後評価について は、現在も医療を受ける立 場の委員にも参加いただ いている医療審議会にお いて計画の進捗について 事後評価を行うとともに、

その結果を県 HP で公開し

(4)昨年、県内の自治体病院において、当 直許可基準に対して労働基準監督署	・鳥取労働局と共同設置している「県医療勤務環境改善支援センター」 (県医師会に委託)を通じ、宿日直等に係る法令等の遵守がなされ	ており、今後 行っていく。 ・基金事業に係る取組に協議が 等の各協議がでありる協議がでする協議をであり、うる協議がであります。 ・まところとなるよう取り、うまとこのをあるようなない。 ・まところとなるよう取りがであります。 ・まといるとなるよう取りがでありない。 ・また、基金事業がでがありない。 ・また、基金事業がでがありない。 ・また、基本の達様でのりなるようでは、大手にでありない。 ・また、基本の連続でで推分なるようでは、大手にでいませい。 ・「県医療勤務環境で、引きたい。」 ・「県医療勤務環境で、引きたい。」	福祉保健部 (医療政策
による「是正勧告」を受けたが、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」(令和元年基発 0701 第 8 号)、「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」の一部改正(改正令和 6 年基発 0115 第 2 号)に基づき、コンプライアンス遵守についての指導を強化されたい。	るように医療機関へのきめ細かな支援を行っている (社会保険労務 士等の派遣など)。	き宿日直等に係る法令等 の遵守がなされるよう医 療機関へのきめ細かな支 援(社会保険労務士に加 え、医業経営アドバイザー の派遣など)を行ってい く。	課)
(5)2024 年度からスタートした「働き方改革」を踏まえ、医師労働時間短縮計画の策定・見直しを支援するとともに、医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療機関に対して実施するよう各医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化されたい。	 「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療機関の勤務環境改善を援センター」を通じ、時短計画の策定・見直しや健康確保に向けた環境整備が進むよう助言している。 また、医師以外の看護師の勤務環境改善に向けた相談対応なども同センターで行っている。 	・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	福祉保健部(医療政策)
(6)医療現場における時間外労働の実態 把握、36 協定の適正な締結、夜勤交 代制勤務の回数制限など労働時間を 厳格に管理する体制を確保するよう 医療機関に指導されたい。	 ・「県医療勤務環境改善支援センター」を通じ、管理体制の整備に向けた支援を行っている。 ・なお、医療法に基づく健康確保措置の状況については、医療機関への立入調査において確認し、必要に応じて指導を行うことにしている。 	・これまでも管理システム連ステム単ステム単立スター、大支援やするでもで変化を変化ができませる。 ・これまでもでです。 ・これまでもでです。 を支援をするでででです。 ・これまでででです。 ・これまでもできませる。 ・これまででです。 ・これまででです。 ・これまででです。 ・これまででです。 ・これまでででする。 ・またいたが、たっした。 ・また、特には、はいいではいいで	(医療政策

(7)災害があっても医療機関あるいは在 宅で安心して医療を受けられる体制 を整えるため、DMAT(災害派遣医 療チーム) による救命・急性期医療の 対応に加え、DPAT(災害派遣精神 医療チーム)および「心のケアチーム」 によるメンタルケア、慢性疾患などに も対応できる医療チーム体制を平時 から整備されたい。また、大災害や停 電下での地域における人工透析の提 供体制を確保するため、水および透析 液を備蓄した透析医療機関の計画的 な整備や自家発電装置の長時間化、発 電車や小型発電機の貸出体制への支 援など非常時における電源確保を行 い、患者への情報提供を確実に実施さ れたい。

- ・平時からの災害医療提供体制の整備に向けて、災害拠点病院とDM AT派遣協定を締結している。また、鳥取大学医学部附属病院と、 DPAT派遣協定を締結しているほか、各種保健医療活動チーム(J MAT鳥取、鳥取JRATなど)との派遣協定を締結している。
- ・DPATについては、発災後48時間以内に活動を開始する先遣隊(病院単位で組織) と必要に応じ数週間から数か月活動を行う隊(都道府県等で組織)から成る。
- ・県内外において多くの自然災害や大規模事故等が発生する中、被災 地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、災害ストレス等による 新たな精神的問題が生じるなど、精神科医療の提供や精神保健活動 を行うDPATの取組が必要とされている。

【他県のDPATが派遣された事例】

H26.08 広島市豪雨土砂災害、H28.04 熊本地震、H30.07 西日本豪雨災害、R01.10 台風 19号、

R06.01 能登半島地震等で活動

- ・令和3年7月、鳥取大学医学部附属病院とDPAT先遣隊の派遣に 関する県内初の協定を締結し、災害時に精神医療の提供が可能なD PAT登録機関として登録した。
- ・令和6年1月の能登半島地震においてはDPAT事務局の調整の結果、当県からのDPAT活動派遣は見送られた。
- ・都道府県等で組織するDPAT隊については、現在編成に向けて調整中。
- ・災害時の透析医療体制の確保に向けて、透析医療機関のBCP策定 支援を行っているほか、国補助制度を活用し自家発電装置の整備支 援を行っている。また、災害時の透析患者の円滑な受入調整が図ら れるよう、関係機関の連絡先や手順を定めたマニュアルを整備する とともに、令和4年に設置された県透析医会との意見交換を行って いる。
 - ○BCPの策定率:21/28 (75%)
 - ○自家発電装置の整備状況:23/28 (82%)

・平時からの体制整備に向けて、災害拠点病院とDMA T派遣協定を締結するとともにDMAT隊員の育成・確保のため、研修、訓練への参加支援を行っている。

福祉保健部

(医療政策課・障がい福

- ・また、昨年度、高齢避難者 等の生活不活発病の予防 支援等のため、鳥取 JRAT (鳥取県災害リハビリ テーション支援協会)との 間で、連携協定を締結して おり、引き続き災害時の医 療保健体制を整備してい く。
- ・鳥取大学医学部附属病院の DPAT先遣隊について、 他県のDPAT先遣隊の 取組等を視察するなどし、 体制の強化を図る。
- ・また、鳥取大学医学部附属 病院のほか社会医療法人 仁厚会医療福祉センター 倉吉病院においても、先遣 隊の編成を進め、県内にお けるDPAT先遣隊の拡 充を図る。
- ・都道府県DPAT隊の編 成・整備に向けて、関係機 関との調整を進めていく。
- ・なお、災害時の透析医療機関のネットワーク形成等のため、各県に透析医会が立ち上がっており、ブロック単位で災害時の情報共有等に向けた議論をスタートしているところ。
- ・県内医療機関のネットワークづくりについては、県で 指針を策定し、圏域ごとのネットワーク形成も進められているところであるが、今後鳥取県透析医会とも連携し、近隣県とのネットワークづくりも進めていく。

13. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善

- (1)介護人材の確保や研修の受講促進に 活用できる「地域医療介護総合確保基 金」のメニューを事業者に周知すると ともに、とりわけ、訪問介護人材の確 保については、事務負担の軽減を含 め、基金などの活用による取り組みを 強化されたい。
- ○地域医療介護総合確保基金を活用した各団体のR6年度主な取組内容(抜
- ・住民対象の介護職員初任者研修資格取得支援事業
- ・介護の魅力発信事業(親子参加の介護事業所見学バスツアー)
- ・中学生と保護者に対する介護や介護の仕事の理解促進事業
- ・福祉用具を活用し働きやすい職場づくり・ノーリフティングケア研 修事業
- ・鳥取県介護福祉士会ファーストステップ研修 等

福祉保健部 (長寿社会 課)

		ているところ。 ・当該補助金の対象団体から の希望に応じながら、今後 も介護従事者確保に係る 取組を充実させていく。	
(2)利用者への身体拘束や虐待などのハラスメントの根絶に向けて、すべての施設で虐待の発生またはその再発を防止するための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)、適切な対策の検討とその結果の従業者への周知徹底が行われているかを確認し、指導監督を徹底されたい。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化するとともに、地域における高齢者住居の実態把握を徹底されたい。	・身体拘束及び高齢者虐待の防止の徹底については、R5 年度介護サービス事業者集団指導、高齢者虐待防止・権利擁護研修会等により、事業者へ周知・指導を行っている。 ・また、施設系サービスにおいては、高齢者虐待防止措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)がR5 年度末に義務化されたため、措置できていない施設は介護報酬が減算される仕組みとなっている。 <r5 年度実績=""> ・介護サービス事業者集団指導(書面開催) 県内全事業者 ・高齢者虐待防止・権利擁護研修会(ハイブリッド形式) 施設職員 182 名、管理者等責任者 212 名 ・有料老人ホーム集団指導(書面開催) 県内全有料老人ホーム</r5>	・今後修会等である。 ・今では、身体が置い、 ・特別をでする。 ・特別では、身体がでする。 をでは、身体がでする。 をでは、身体がでする。 をでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	福祉保健部(長寿社会課)
(3)事業所における家族や介護者等からの苦情や要望への対応が増加している実態を踏まえ、相談・通報に迅速に対応できる体制整備をはかられたい。また、利用者がより適切なサービスが受けられるよう利用者と事業所の話し合いに斡旋や仲介等の支援を行う第三者機関の設置を検討されたい。	 ○介護サービスに係る苦情や相談等について ・運営基準においては市町村が第一次的な受付窓口として定められている。 ・市町村が取り扱うことが困難な場合等に対しては、介護保険法に基づき、第三者機関である国民健康保険団体連合会が苦情処理等を行っている。 〈R5 国保連合会苦情等対応実績〉 ・苦情: 0件 相談: 14件 ○福祉サービス苦情解決制度について ・鳥取県社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会において事業化されている。 ・福祉サービス全般の苦情等に対し、必要な助言や相談、調査、あっせん等を行い、利用者と事業者双方の話し合いによる解決を促進している。 ・国庫補助事業(国 1/2 県 1/2)※所管:福祉監査指導課 	・介護等には、理をせい。 という では、関係には、理をせいて、は、関係には、関係には、関係には、関係には、関係には、関係には、関係には、関係	福祉保健部(長寿社会課)
(4)2024 年度介護報酬改定において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設の人員配置基準の特例的な柔軟化が行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや、介護職員の心身の負担増が生じることのないように、当該特定施設に対しる「ケアにあてる時間」「介護職員の心理的負担」などについて、実際にケアを行う介護職員が参画する委員会(労使の安全衛生委員会を含む)において適切にデータ確認のプロセスが講じられるよう、事業者への周知徹底をはかられたい。	○2024 年度介護報酬改定において、改正された生産性向上に先進的に取り組む特定施設の人員配置基準の特例的な柔軟化について(内容)特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「利用者3:介護職員0.9」の配置とする。(要件)・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策について検討等していること・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること・搬員間の適切な役割分担の取組等をしていること・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること	・「生物のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	福祉保建部(長寿社会)課)
(5)県内の福祉専門学校において、少子化 の影響や介護分野を志す学生の減少 で深刻な定員割れが続く中、2025 年	・県内介護事業所の多くが処遇改善加算を取得している状況ではある ものの、各事業所の規模や職員の配置状況等に課題もあり、未取得 の事業所も一定数存在する。	・引き続き、公益財団法人介 護労働安定センター鳥取 支部と連携し、取組推進を	福祉保健部 (長寿社会課)

度の介護福祉士科の学生を募集せず、2026 年3月で同科を廃止することが決定された。2023 年度の鳥取県の老年人口割合(高齢化率)は33.5%で、2025 年度では高齢単身世帯及び、高齢夫婦のみ世帯が全世帯に占める制合は25.1%になると推計され、地である。 介護人材の処遇改善を実現し、専門性点上および人材の産着をは引きない。 (6)在留資格「介護」「特定技能1号」で	・R5 年度は介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置及び事業所向け研修会の実施について、公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部に委託し、取組推進を図ったところであり、加算未取得の事業所については、同センター鳥取支部から個別に働きかけをしているところ。	・介護サービス事業者への指	
働く外国人や技能実習生を含めた労働者について、賃金・労働条件が労働 関係法規に違反している、または社会 保険に加入させていない場合は、事業 者指定の取り消しを行うなど、厳正な 指導監査を実施されたい。	 ※鳥取県内介護事業等に従事する外国人労働者数(鳥取労働局届出) H30:47人→R5:158人 ・技能実習制度については、転職の制限や、不適正な送出しや受入れ機関、不当な労働環境等が問題視され、制度見直しの議論が行われ、「育成就労制度」に改める法律が、2024年6月14日に可決成立(施行は3年以内)。 	導監査については、各指定権者(中・西部総合事務所、市町村)において適切に実施しているところであり、当該法令違反等に対して適切な措置がなされるよう、今後も関係機関との連携に努めていく。	(長寿社会課)
14. インクルーシブな社会の実現に向け (1)障がい者の自立した生活を可能とす る支援の質を確保するため、障害福祉	た取り組み ・人材確保や、労働条件・職場環境の改善に向けた支援としては、国制度において令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が行われ、旧	・令和6年度の報酬改定により、新たな処遇改善加算が	福祉保健部 (障がい福
サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件・職場環境の改善に向けた支援を講じられたい。また、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、当該事業所における処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則に明記するなど労働者への周知徹底を指導されたい。	来の処遇改善関係加算が一本化され、加算率も引上げられた。 ・あわせて本県では、事業所が職場環境改善につながる業務効率化を図るために介護ロボットやICT機器等を導入する際の支援を、国庫補助を受けながら実施している。 ・なお処遇改善加算においては、算定事業所は処遇改善の方法や額等について職員に周知するよう努めることとされている。	創設されたところでの安にされて、 をは人材のため、引きを強力、 のを続き、のと、のと、ののでは、 ののでは、ののでは、ののでは、 ののでは、ののでは、 ののでは、ののでは、 のので、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので、 ののでは、 ののでは、	祉課)
(2)民間事業者における合理的な配慮の 提供義務化など、改正障害者差別解消 法の内容について、住民や事業者に周 知するとともに、合理的配慮の事例を 幅広く収集し、提供するなど、障がい 者差別解消支援地域協議会の取り組 みを拡充されたい。	・平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする不当的差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められている。また、令和3年5月には法改正が行われ、これまで努力義務とされていた民間企業による合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化された。	・障害というでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	福祉保健部 (障がい福祉課) 電機管理部

模、内容、今後の動向や対策など必要 な情報を障がい者に提供する体制を 整備されたい。また、災害情報の提供 に当たっては、障がい者の特性に配慮 した伝達手段やコミュニティネット ワークを整備されたい。

ジなどで公表しているほか、必要に応じて市町村から「緊急安全確 保」、河川管理者から「はん濫発生情報」など災害が発生している旨 の発表が行われている。

- な情報発信手段により災 害情報を発信していく。
- ・市町村に対しては、障がい 者や高齢者、外国人などへ の災害情報伝達には、合理 的な配慮が必要なため、実 情を踏まえつつ情報伝達 手段の多様化について取 組や検討を呼びかけてい

(危機対 策・情報課)

- (4)子どもたちが地域で高校教育を受け る権利を保障するため、障がいのある 生徒の高校入試・学校生活等における 合理的配慮、外国につながる生徒への 個別配慮を含めた諸条件の整備を進 められたい。
- ・平成元年度入学者選抜から、身体等の障がいによる特別措置願の様 式を作成しており、現在も身体等に障がいのある生徒については、 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に基づ き、個々の生徒の事情に応じた配慮を行っている。
- ・高等学校進学に際しては、本人・保護者の理解と了解の得られた特 別な教育的支援を必要とする生徒について、中学校等から進学先高 等学校へ合理的配慮が明記された「個別の教育支援計画」を活用し た引継ぎを進めている。
- ・一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につなげ ているが、「個別の教育支援計画」を使用しての引継率は約 50%で
- ・また平成30年度から実施となった「高校における通級による指導」 について研修報告を通じて理解・啓発を図るとともに、「高等学校特 別支援教育研修会」を実施し、自校における特別支援教育の充実に 取り組んでいる。
- ・なお、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、 個々の生徒の事情に応じた配慮を行っており、中学校等と連携を図 り、適切に対応することとしている。
- ・引き続き、中学校等からの 教育委員会 合理的配慮を含む支援の 確実な引継ぎ及び継続し た情報交換の場の設定の ための中学校等、高等学校 間の連携を促進するとと もに、個別の教育支援計画 の作成・活用スキル向上 や、特別な支援を必要とす る生徒に対する正しい理 解と適切な対応に関する 研修等を実施していく。
- ・また、日本語指導が必要な 海外帰国生徒 · 外国籍生徒 等についても、日本語支援 等個々の生徒の事情に応 じた配慮を行っていく。

(高等学校 課、特別支援 教育課)

15. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護

15. 子ど も・子育 て支援 新制度 の着実 な実施 と、すべ ての子 どもが 心身と もに 健やか に育つ ための 環境整 備、子ど もの人 権の擁 護

て王国とっとり計画」を着実に推進するた めには、行政や関係団体・事業者のみなら ず、広く県民の理解・協力が必要であるこ とから、子育てに係る関係者だけでなく、 県民の意見が反映できる体制を構築され たい。また、計画が広範囲かつ多岐にわた ることから、部署間・組織間で十分に連携 がとれる体制を整備されたい。

- **令和6年3月に策定された「シン・子育」・**シン・子育て王国とっとり計画の策定にあたり、子どもや若者、子 育て中の方など当事者から多数(約 700 件)の意見をいただいてお り、いただいた意見は、できる限り計画に反映させ、当事者のニー ズに沿った事業を展開していくこととしている。
 - ・なお、計画策定にあたり、関係する部署間・所属間で計画内容につ いての確認・調整を行うなどの連携を行って対応した。
- ・計画策定後も、ウェブ応募 フォームの設置や訪問型 の意見交換の場づくりな どを行い、当事者のほか県 民が意見を伝えやすい環 境を整え、計画の見直しや 次の子育て支援施策に当 事者等の意見を反映させ ていく。
- ・なお、計画の基本的方針に 掲げる「子どもの意見表明 と多様な社会的活動への 参画の機会づくり」とし て、子どもの意見を聴き、 県政等への提言をとりま とめる「子どもミーティン グ」を今年度実施する。
- ・また、関係する部署間・所 属間で、当事者の意見を共 有の上、連携して計画の見 直しや施策への反映を 行っていく。

子ども家庭 部(子育て王 国課)

<社会インフラの整備・促進>

16. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進

増え続ける空き家が社会問題化してお り、空き家等実態調査支援事業・空き家等 活用計画策定支援事業・老朽危険空き家等 除却支援事業・まちづくりの計画に資する 除却支援事業を拡充し、火災や自然災害な

- ・空き家対策に関する各事業については、市町村の要望等を確認しな がら毎年度拡充を進めており、令和6年度も空き家の所有者調査に 係る支援や、空き家の利活用を阻害する残置物の撤去に係る支援等、 積極的な拡充を行っている。
- ・従来の空き家対策では、老朽危険空き家の除却や増加抑制等が主体
- ・今後も、空き家対策の主体 である市町村の声を伺い ながら、県の空き家対策に | 係る除却や有効活用に対し課) する支援制度のさらなる

輝く鳥取創 造本部(中山 間·地域振興

どによって周辺の住宅に危険を及ぼさな であったが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正す 周知、活用促進を図るとと いための防災対策や空き家の有効活用を る法律(令和5年6月14日公布、同12月13日施行)において新た もに、必要に応じた拡充を 進められたい。 に「管理不全空家等」が創設される等、空き家が老朽危険化する前 進めて行く。 ・併せて、「空き家利活用コ 段階にも対策が広がっており、県として国の動き等を注視している。 ・県は、空き家による災害発生時のリスク低減の観点から、空き家所 ンテスト」による魅力的な 有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調 事例の掘り起こしや、好事 査の迅速化等について、県と市町村とでつくる鳥取県空き家対策協 例を周知する動画の配信 議会で検討を進めるとともに、市町村が有識者や地域の代表者等と 強化を図る等、引き続き空 話し合う場(市町村空き家対策協議会等)での検討を促す等の取組 き家利活用に対する県民 意識の醸成を進めていく。 ・現行の耐震基準に満たない「旧耐震基準」で建築されている空き家 ・また、若者の発想を活かし については、市町村の空き家対策担当者に対して当該空き家の除却 た空き家活用等について、 に活用できる補助制度を紹介する等、担当課と連携し積極的な取組 大学等のお話も伺いなが を進めている。 ら検討してまいりたい。 17. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進 県内交通事業者では、以下の取組を行い担い手確保に取り組んでおり、 輝く鳥取創 (1)わが国の生産年齢人口は減少局面に ・今後も県内交通事業者の声 あり、交通運輸産業を支える業務のあ 県も補助金交付等の支援を行っている。 造本部(交通 を聞き、支援制度の効果を り方を見直す時期がすでに到来して ・県内外から募集した県内就職希望者等を対象に、バス営業所見学会 分析しながら見直しや充 政策課) いる。事業者としても要員確保が困難 を開催。バス運転体験や現役ドライバーとの座談会等を実施してい 実を図ってまいりたい。 なことから、様々な取り組みをしてい ・都市部で行われるバス運転手専門の就職イベント「どらなび るが、県外進学及び県外就職率が高 く、地元採用に苦慮しているのが現状 EXP02024 春(大阪市)」に鳥取県ブースを出展しバス会社の会社紹介 である。必要な要員の確保は安定的な や相談対応を実施している。 ・鳥取商工会議所・鳥取県ハイヤータクシー協会・バス協会・トラッ 地域公共交通の確保、ならびに労働者 の安全を守り、輸送の安全を守るとい ク協会と連携して、小学生向けに運送業の仕事を PR する学校キャ ラバン隊を実施しており、令和6年度は年4回実施する。 うことに繋がることから、県としても Uターンを含めた地元定着にむけて、 ・バス・タクシー事業者の人材確保のため二種免許取得費用に加え、 より一層の取り組みを推進されたい。 令和6年度からは人材確保に向けた総合的な戦略を外部コンサルに 委託し策定・実践するバス事業者に対する支援やタクシー車両の車 両安全装置設置費用、女性ドライバーの意見交換会開催費用を支援 している。 (2)鉄道事業者は人手不足、要員不足を補 輝く鳥取創 ・公共交通のキャッシュレス化は、令和5年1月23日の東部地域交通 ·伯耆大山駅~倉吉駅間、因 造本部(交通 うべく、省力化・省人化に取り組んで まちづくり活性化会議の合意事項であるとともに、同年2月10日の 美線へのICOCA導入を引き おり、来春にむけて山陰本線(鳥取~ 「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化 政策課) 続きJR西日本に働きかけ 倉吉間) における I Cカードシステム に関する連携協定」の連携事項となっている。 ていく。また、県内路線バ の導入を予定している。現在、全国で ・県内の公共交通(バス・鉄道)におけるキャッシュレス化の状況は スへのICOCA導入について 共通利用できる交通系 I Cカードの も検討しており、令和6年 次のとおり。 普及率は上昇しており、導入している ・路線バス: 鳥取市 100 円循環バス「くる梨」で令和5年4月に ICOCA 度は導入機器や現在のバ 事業者やエリアも拡大しているが、県 導入済。米子市循環バス「だんだんバス」で令和6年度中に ICOCA スの改修の必要性等につ 内においては導入コストおよび、ラン 導入予定。 いて調査する費用を計上 ・鉄道: JR 伯備線(出雲市駅~伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅)、JR ニングコストのハードルが高く、導入 している。導入等の費用負 が進んでいないのが現状である。交通 境線(車載型 IC 改札機)。2025 年春には鳥取駅~倉吉駅間の各駅 担については、関係者で合 システムの利便性向上をはかるため、 に IC 改札機を設置し、伯耆大山駅~鳥取駅間※が ICOCA エリアと 意形成を図り、必要に応じ 事業者間の連携強化および必要な助 て国にも財政支援の要望 成について県が主導して推進された ※淀江駅~下北条駅間は IC 改札機未導入 を行う。 ٧٧. ⇒IC 改札機未導入区間での乗車・下車は ICOCA 利用不可 ⇒IC 改札機未導入区間を跨ぐ場合は ICOCA チャージ額で利用可能 (3)公共交通の利用促進には利用者の理 ・国、県、市町村、交通事業者、関係団体等で構成する「みんなが乗 ・今後も県内交通事業者や関|輝く鳥取創 解や協力、参画が極めて重要であり、 りたくなる公共交通利用促進協議会」では、公共交通の利用促進の 造本部(交通 係団体等の声を聞き、支援 カーボンニュートラル達成に向けた 取組を展開しており、令和4年度から、「公共交通乗って ecoh (行こ 制度の効果を分析しなが 政策課) CO2 排出削減など地球環境保護の観 う)!」県民運動として、県民一丸となって、公共交通を促進して ら見直しや充実を図ると 点からも重要である。他県の例とし いく運動を実施しており、令和6年9月現在、50を超える企業・団 ともに、公共交通の利用促 て、交通系 IC カードやキャッシュレ 体に利用促進宣言していただいている。 進については、沿線市町村 ・鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会では、2名以上の団体旅行 ス決済の導入が前提となるが、公共交 や企業などと一体となっ 通利用エコポイント制度などの取り で、青谷駅~豊岡駅間の JR 山陰本線を利用した場合、列車運賃等の て、県民運動として実施し 組みを行っているところもある。公共 半額を支援する「JR 山陰本線(青谷駅~豊岡駅間)を利用した旅行 ていく。 交通利用促進や公共交通維持に向け、 支援事業」を実施するとともに、JR 鉄道の利用を促進するための取 鳥取県としても新たな制度の創設の 組みとして JR 山陰本線(豊岡~青谷間)全 24 駅の駅カードを作成、 ほか、高齢者・通学生徒への支援につ 配布している。 ・県では、小規模高齢化集落等に居住する 75 歳以上の高齢者や障がい いてさらなる拡充をはかられたい。 者・要介護者若しくは要支援者のタクシー利用を助成する市町村に 対する支援制度を設けている。 ・県内の高等学校に通う生徒の約4割がバス、JR 等の公共交通機関を 子ども家庭 ・事業実施者である県内市町 利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保 村と連携し、利用者の声を 部(家庭支援 護者負担が大きいことから、令和2年度から全国に先駆けて全県で 聞きながら、県として必要 高校生を対象に、月額7,000円を超える通学費について、県・市町 な支援を引き続き行って 村協働による助成制度を開始(それまでは市町村単位で独自に通学 いく。 費支援を実施)。 ・また令和5年度には、地域の活性化、公共交通機関の維持・存続等 のため、市町村が控除額を引き下げて助成を拡充する場合における 県の補助割合を引き上げる $(1/4\rightarrow 1/2)$ とともに、県外に住所を有 し、通学する生徒の保護者を助成対象者に加えた。 (4)高速乗合バスの輸送人員は、一部路線 **■・**新型コロナウイルスの感染拡大や昨今の社会環境の変化に伴う利用 **|・**都市間移動については、主 **|**輝く鳥取創

が廃止されるなど一般乗合バスと比較して回復が遅い。都市間移動、さらには鉄道が運転見合わせとなるような災害時の移動手段として多くの役割を果たしている実態も踏まえ、路線維持に向け、県と企業がタイアップできるような新たな取り組みを創設されたい。	客の減少に加えて、ドライバー不足により、令和3年3月に鳥取・ 倉吉・米子〜東京、令和5年1月に鳥取・倉吉・米子〜福岡線が路 線廃止となった。また、鳥取・倉吉〜広島、鳥取〜京都も令和4年 2月から運休が続いている。 ・令和5年度11月補正や令和6年度当初予算において、物価高騰対策 として、路線・貸切・高速バス等の車両メンテナンス経費の支援を 行い、維持存続の支援を行っている。	にビジネス、観光目的で利用されており生活路線もはいいがたく、鉄道路線も存在していることから、高速バスのみを支援することは考えていないが、がま者の維持存続のため、ドライバー確保の支援を行うとともに、物価高騰対策等を講じている。今後も必要に応じて支援を検討する。	政策課)
(5)全国では、バス運転士の要員不足により、路線の減便・廃止、さらには廃業する事業者も出てきている。鳥取県内においても、いわゆる長時間労働・低賃金といった理由から、要員不足が予てからの課題であるが、コロナ禍以降ではより顕著になり、休日出勤などで路線の維持を行っているところである。持続可能な公共交通を守るため、県として運転手の待遇改善への支援策を創設されたい。	 ・コロナ前と比較して、バスドライバーは約90人減少している。 ・生活バス路線の運行維持を図るため、バス事業者の運行費の助成を行っている。 ・県ではバスドライバーの人材確保に資するため、二種免許取得費用のほか、令和6年度予算で、求人方法の見直し、業務の生産性の向上や職場環境の改善等、人材確保に向けた総合的な戦略を外部コンサルに委託し策定・実践する事業者に対し支援を行う。 ・令和5年度11月補正や令和6年度当初予算において、物価高騰対策として、路線・貸切・高速バス等の車両メンテナンス経費の支援を行っている。 	・今後も県内交通事業者の声を聞き、支援制度の効果を 分析しながら見直しや充 実を図ってまいりたい。	造本部(交通
(6)鳥取県内においてもタクシードライバー不足が慢性化しており、県においては「鳥取型ライド・シェア」を推進している中、担い手確保に向けては少しずつ効果が見受けられる地域もある。引き続き、タクシー事業者・関係機関と一体となった取り組みを推進し、事業の衰退とならないよう、地域公共交通の維持・存続、タクシードライバーの担い手確保へ向け新たな方策を検討されたい。	 ・コロナ前と比較して、タクシードライバーは約130人減少している。 ・県では、タクシードライバーの人材確保に資するため、二種免許取得費用のほか、令和6年度からタクシー会社が行う求人を支援するため、求人広告掲載に係る費用に対し支援を行うとともに、とりわけ女性などの採用促進のため、雇用に伴うタクシー車両の車両安全装置設置費用や、女性が働きやすい環境づくりや人材定着を図るため、女性ドライバーの意見交換会開催費用を支援している。 ・令和5年度11月補正や令和6年度当初予算において、物価高騰対策として、タクシーの車両メンテナンス経費の支援を行っている。 ・ねんりんピック期間中の交通需要増に対応するため、日本版ライドシェアの実証を行う予定としており、県はドライバーの採用・運行等に係る経費等を支援する。 	・今後も県内交通事業者の声を聞き、支援制度の効果を 分析しながら見直しや充 実を図ってまいりたい。	造本部(交通
<くらしの安心・安全の構築>			
18. 環境保全に向けた取り組み 令和2年3月に策定された「令和新時代 とっとり環境イニシアティブプラン」は、 「2050年カーボンニュートラル宣言」「鳥 取県気候非常事態宣言」を経て、さらに取 り組みを加速するため令和4年3月に一 部改訂されるなど、先進的な取り組みが行 われている。このプランの目標達成年度は 令和12年度末であり、中間年での評価・ 見直しも計画されていることから、取り組 みの進捗状況を分析するとともに、広く県 民に周知し、全県一体となった取り組みと なるよう進められたい。	・「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は今年度に進捗(実績)のとりまとめ及び評価に着手し、令和6年5月21日に改定された国の環境基本計画及び今後改訂されるエネルギー基本計画等も踏まえながら、中間年である令和7年度中に改定する予定としている。 〈主なイニシアティブプラン実績値(R5年度)> ※()内はR12目標値需要電力における再生可能エネルギーの割合 41.3%(60%)健康省エネ住宅性能基準適合住宅の着工割合 38%(100%)運輸部門温室効果ガス排出量 1090千 tCO ₂ (894 千 tCO ₂)環境配慮経営に取り組む企業数 122社(250社) 一般廃棄物のリサイクル率 28.5%*(35%) ※R5年度実績は集計中のため、R4年度実績を掲載		生活環境部(環 境立県推進課)

19. 食農教育の実施と農業生産基盤の維持・強化

- (1)令和6年4月から令和12年3月ま での期間で取り組む鳥取県食育推進 計画(第4次)において、『豊かな人 間性を育む食育~「生産・料理・共食」 の実践~』、『食パラダイス鳥取県を活 かした食育』を基本方針として、5つ の重点目標が示されている。本県は 農・畜・酪、どれをとっても全国に誇 れるものであるが、当該計画の概要版 を見るに、「20 歳以上の野菜摂取量 は、目標である350g以上」となる年 代はなく、また、地域の産物等の活用 状況において、男性(20 歳以上)は 50%を切る結果となっている。当該計 画において、「ライフステージに応じ た健全な食生活を身につけ実践す る。」とあるが、青年期以上の年代に 対する食農教育は、子や孫に対しての 波及効果があると考えられ、また、そ の家庭全体で鳥取県の農畜産物の ファンとすることができると考える。 ついては、各年代への食農教育を推進 するとともに、特に青年期以上の年代 に対して、職場での農業体験や市民農 園等家庭菜園へ積極的に取り組む仕 掛けなど、県民全体が鳥取県の農畜産 物に親しみを持ち、消費に繋がる取り 組みを講じられたい。
- ・県民に対する食農教育の取組は、「第4次鳥取県食育推進計画」や、 「鳥取県農業生産1千億円プラン」に基づき進めている。
- ・子どもたちに対しては、市町村等と連携して学校等で提供される給 食への県産品利用率の向上に係る取組への支援、県や関係機関が学 校に出向いての出前授業の実施、小学生を対象とした夏休み期間中 の県産米を使った朝ごはん作りに取り組むキャンペーンなど、各種 取組を通じて県産農産物や生産者への理解を深めている。
- ・一般県民向けには、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化に より、消費者の安全安心志向、域内経済循環など社会貢献意識が高 まっていることや、鳥取県産農林水産物への愛着と生産現場への理 解を深めることで適正価格による積極的な購入の促進が求められて いることを踏まえ、「食パラダイス鳥取県!『もっと地産地消×フェ アプライスプロジェクト』月間」など、飲食店や小売店等の民間事 業者と連携した取組を通じた発信を行うこととしている。また、栄 養士会、調理技能士会、調理師連合会等が開催する、鳥取県ゆかり の郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援を行うこと で、県産農産物や加工品の魅力の理解や地産地消、県産農産物の消 費の拡大を働きかけている。
- ・また、職場や地域の幅広い年代に対して農業生産活動や農村保全活 動への参画を促す方策として、「とっとり共生の里」や「日本型直接 支払制度」の取組を推進している。
- ・引き続き、県内企業に 「とっとり共生の里」 への参加を促し、様々 な県民向けの地産地消 の取組周知等を行うと ともに、学校給食を通 じた食農教育、栄養士 会、調理技能士会、調 理師連合会等、各団体 と連携した郷土料理や 県産食材を利用した料 理講習会への支援、本 県の食の魅力発信を行 う「食パラダイス鳥取 県」のイベント等を通 じて、県民に対する食 農教育のさらなる推進 を図っていく。
- あわせて、職場での農 業体験について、多く の希望があれば関係団 体とともに検討してみ たい。

(農林水産政策

農林水産部

農林水産部(農 林水産政策課、 経営支援課)

- (2)農林業センサスより、本県の農業経営 体数や経営耕地面積は減少する一方 で、1経営体あたりの経営耕地面積は 増加している。期間的農業従事者数を みると、依然として 65 歳以上の個人 経営体数が大半を占めており、今後、 それらの農業者が離農した場合には、 それらの農地の維持・管理が大きな問 題となる。現状、農地の集約等により 経営規模・面積の拡大ははかられてい るが、中山間地域の多い本県におい て、1経営体への集約には限界がある と思われ、生産基盤への対策は喫緊の 課題である。鳥取県において、各種農 業支援施策が展開されているが、引き 続き親元就農を含む新規就農者への 支援拡大やスマート農業の導入支援 など農業効率化に向けた支援などへ の取り組み強化をはかられたい。
- ・高齢化に伴う農地の維持・管理の担い手不足は全国共通の課題であ り、本年6月に25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」 で国は改めて農地の集団化や適正かつ効率的な利用の促進を進める こととし、スマート技術等の先進的な技術を活用した生産性の向上 なども施策に追加したところである。
- ・中山間地域の農業を持続するには、担い手への農地集積・集約だけ でなく、地域としての営農の在り方を明確にすることが重要であり、 現在、市町村が中心となって、地域の実情・課題の整理と取組につ いて「地域計画」として検討を進めている。
- ・令和元年度から3年間、「スマート実証農場」をモデル的に設置し、 スマート技術の有効性やコスト面なども踏まえた現地実証に取り組 み、導入メリットや必要経費、活用事例等をまとめた「鳥取県スマー ト農業技術導入指針」を令和3年度に策定した。併せて、「スマート 農業社会実装加速化総合支援事業」を創設し、指針に即して担い手 の実装支援を進め、スマート技術の普及、横展開を図っているとこ ろである。
- ・令和6年度からは、担い手に対する実装支援に加え、中小規模農家 の作業を請け負う「農業支援サービス事業体」のスマート技術導入 支援を進め、広域的かつ効率的に農作業受託を行う体制整備を図っ
- ・複数品目で全国有数の産地が形成されている本県では、産地の維持・ 発展にとっても新規就農者の確保は喫緊の課題となっている。
- ・県は、10年後に目指す 地域の農地利用を示し た地域計画の策定に向 けて、農林局を中心と した伴走支援を行うと ともに、計画の実現に 向けて、農地中間管理 事業等による担い手へ の農地集積・集約、担 い手不在の地域での集 落営農や新規就農者の 確保を支援しており、 今後も継続していく。
- ・また、令和4年度に「農 業経営・就農支援セン ター」を設置し、就農 相談から経営発展まで 一元的に対応可能な体 制を構築したところで あり、引き続き個々の 農業者のニーズに合わ せた支援を継続すると 共に、地域ぐるみでの 受入体制の強化を進め ることで新規就農者の 育成・確保と定着に繋 げていく。
- ・農業の効率化に向けて は、国は新たに「スマー 卜農業技術活用促進 法」を制定(10月1日 施行予定) し、スマー ト技術を産地で導入す るための支援策の創設 も検討されているとこ ろである。県もこうし た国の動向を注視しつ つ、生産性向上に確実 につながる技術として スマート技術の導入を 一層進めるとともに、 担い手の意向や現場の 実情も踏まえながら、 支援制度を継続・拡充

していく。 ・左記の国・県の施策に よる支援を着実に実施 するとともに、肥料・ 振興課) 飼料等の価格動向や今 後の国の対策を見なが

農林水産部(生 産振興課、畜産

- (3)依然として、肥料や飼料などといった 生産資材の高止まりは続いており、ま た、食料品等の値上げが連日報道され ている中で、生鮮食料品である農畜産 物への生産コスト上昇に係る価格転
- ≪肥料≫
- ・肥料価格高騰に対しては、令和4~5年に肥料価格高騰(緊急)対 策事業を実施したところである。
- ・今後は、みどりの食料システム戦略を踏まえ、堆肥等の地域資源を 活用して化学肥料削減の取組を支援することでコスト低減を図るこ

嫁は厳しく、農家の経営は厳しい状況 が続いている。特に畜産における配合 飼料価格は、高止まりの状態が続いて おり、畜産農家にとって離農につなが りかねない状況となっている。ついて は、農業が持続可能であり続けられる よう、肥料・飼料など生産資材高騰対 策支援に取り組み、具体的施策を講じ られたい。

ととしている。

≪飼料≫

・飼料等の農業関係資材の高騰に対して、国及び県は以下の支援を実 施している。

【国の主な対策】

• 配合飼料価格安定制度

【県の対策】

- 畜産経営緊急救済事業
- ➤酪農家に対し、乳価の値上げをしてもなお不足する経費について、 一定の農家負担を除き、赤字経費を支援。
- ▶養鶏農家に対し、飼料価格の高騰により経営が悪化している農家に ついて、配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える農家負 担の一部を支援。
- ▶肉牛・養豚農家に対し、牛・豚マルキン制度で補填される上限を超 える部分の一部を支援。
- 和子牛価格緊急対策事業
- ➤和牛繁殖農家に対し県の和子牛平均価格が発動基準(60 万円)を下 回った場合、国の補てんを除く差額の一部を支援。

ら、県としても農家の 経営が苦しくならない ように支援していく。

20. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進

消費者庁「第4期消費者基本計画」、鳥 取県「消費者教育推進計画」を踏まえ、消 費者と事業者との適切なコミュニケー ションなど、倫理的な消費者行動を促す消 費者教育や、雇用・労働を含む人や社会・ 環境などに配慮して消費者自らが行動す る倫理的消費(エシカル消費)を促進され たい。

- ・県では、自立した消費者を育成するため、「鳥取県消費者教育推進計 画」に基づき、様々な場においてライフステージに応じた体系的か つ継続的な消費者教育の推進に取り組んでいるところ。
- ・持続可能な社会を目指すためには、消費者の行動が経済社会や地球 環境に大きな影響を与えるものであることを県民自身が理解し、地 域の活性化や雇用などを含む人や社会、環境に配慮し、適切な商品 やサービスを選択できる力(エシカル消費)を推進していくことが 必要である。
- ・県では、令和4年度から「エシカル消費」を本県独自の「思いやり 消費」と表現し、認知度向上に向けた取組を行っている。
- ・ 令和 5 年度に県が実施した「消費生活に関する県民意識調査」では、 思いやり消費(エシカル消費)という言葉とその意味についての認 知度は低いものの、地産地消や食品ロス削減など思いやり消費(エ シカル消費)に当たる行動を実行している県民は7割にのぼってい る。

<消費者教育の取組>

- ・消費者問題の知識習得を図る県民向け公開講座の開催
- ・大学との連携による学生・県民向け講座の開催
- ・消費者トラブル対処法を学ぶスマホ講座の開催等
- ・職域における消費者教育のメリット等の普及啓発
- ・カスタマーハラスメントの防止に係る啓発
- <思いやり消費(エシカル消費)推進の取組>
- ・環境配慮商品を取り扱う事業者や地産地消を積極的に推進する事業 者を「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者として登録し、事業 者が行う取組をHP等で啓発
- 「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者が行う県民への思いやり消 費の実践機会を提供する取組の経費を助成
- ・思いやり消費(エシカル消費)啓発パネル・人形の貸し出し

・今後も引き続き、自立 | 生活環境部(消 した消費者を育成する ため、「鳥取県消費者教 育推進計画」に基づき、 学校、地域、家庭、職 域等の様々な場におい て、ライフステージに 応じた体系的かつ継続 的な消費者教育に取り 組む。その中で、事業 者に苦情や意見を申し 出る時は自らの主張を 明確かつ丁寧に伝える など、事例を交えなが ら、適切に対処できる よう啓発を行ってい

・消費者自らが思いやり 消費(エシカル消費) を実践していくため に、思いやり消費(エ シカル消費)の推進に 取り組む事業者等の支 援を行うほか、啓発講 座や啓発パネル・人形 を活用した展示等によ る認知度向上・普及啓 発を図る。また、思い やり消費(エシカル消 費) の理念の理解の促 進と具体的な行動が将 来に向けて行えるよ う、学校等の教育機関 に対して優れた指導事 例・教材について情報 提供を行っていく。

費生活セン ター)

21. 総合的な防災・減災対策の充実

(1)平時から地域における「顔の見える関 係」を構築し、自然災害発生時の助け 合いにつながる取り組みを進められ たい。また、「避難勧告等に関するガ イドライン」の周知をはかるととも に、子ども・髙齢者・障がい者・外国 人など、特に配慮を要する者が状況を 正しく判断できるよう、デジタル弱者 への配慮や多言語対応を含め、情報を 確実に利用できる体制を整備された 110

【自然災害発生時の助け合いにつながる取組】

・県内には、地域の自発的な防災組織である「自主防災組織」が令和 5年4月1日現在2,469 団体組織されており、県全体の組織率は |・自助・共助の担い手と | 危機対策・情報 93.3%となっている。市町村の責務として自主防災組織の充実を図 ることとされているが、県も地域防災活動における重要性を認識し ている。

【避難勧告等に関するガイドラインの周知】

- ・毎年度、出水期前に県が開催する市町村等の防災担当課長を対象と した会議において、ガイドラインを踏まえた避難情報の適切な発出 について依頼している。
- ・なお、当該ガイドラインは、市町村が避難情報の発令基準等を検討・ 修正等する際の参考として国が示したものであり、令和3年5月に 改正され、「避難情報に関するガイドライン」と名称が変更されてい

【情報を確実に利用できる体制の整備】

- ・避難情報については、防災行政無線のほか、Lアラートを通じた報道 機関等による発信などデジタル手法に依らない情報発信も実施して いる。
- ・また、県の防災アプリ「あんしんトリピーなび」においては、多言 語対応を実施している (9言語)。

【自然災害発生時の助け】危機管理部(危 合いにつながる取組】

なる自主防災組織につ | いては、引き続き市町 村と連携した未結成地 域への働きかけを続け るとともに、防災士等 の地域防災リーダー養 成をはじめとする人材 育成、住民向けの防災 スキルアップ研修等の 防災意識啓発活動にも 継続的に注力すること で、活動の活性化、実 態としての質的な向上 を目指していく。

【避難勧告等に関するガ イドラインの周知】

・県と市町村では、避難

機管理政策課、 課、消防防災課)

		たけなり母妹は出た女	
		指示等の避難情報を適	
		切に発出できるよう、	
		国のガイドライン等を	
		踏まえ、避難情報に係	
		るガイドラインを作成	
		する予定としており、	
		引き続き、適切な避難	
		情報の発出について、	
		市町村と連携して取り	
		組んでいく。	
		【情報を確実に利用でき	
		る体制の整備】	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		・引き続き様々な媒体に	
		よる避難情報等の発信	
		を行うほか、住民に対	
		しても複数の情報入手	
		手段を準備しておくよ	
		う啓発等を進めてい	
		<.	
		・6/28に運用を開始した	
		鳥取県防災情報ポータ	
		ルにおいて、CATV	
		·	
		事業者等と連携した防	
		災情報の発信を検討予	
(-) [定。	
(2)内閣府「災害対応力を強化する女性の	・県が作成する地域防災計画等の防災に関する計画・マニュアルにつ	・防災に関する計画作	危機管理部(危
視点〜男女共同参画の視点からの防	いては、男女共同参画担当部局や福祉部局等とも連携して作成して	成・修正や防災対策の	機管理政策課)
災・復興ガイドライン~」を踏まえ、	おり、平成30年3月策定(令和2年5月修正)の「鳥取県避難所運	実施にあたっては、引	
地域防災計画や避難所運営マニュア	営マニュアル作成指針」では、女性の視点に立った避難所運営等の	き続き、国のガイドラ	
ル等の作成や見直し、庁内の防災・危	項目を設けるなど、男女共同参画を踏まえた内容とするよう留意し	インも踏まえ、男女共	
機管理担当部局と男女共同参画担当	ている。	同参画の視点に立って	
部局・福祉部局等との連携、地域の防	・また、県の地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議する	進めるよう努めてい	
災リーダーの育成等において、女性の	ために設置している「鳥取県防災会議」では、委員の4割が女性と	<i>と</i> の 3 8 7 7 8 C C C C C C C C C C C C C C C C	
視点からの取り組みを進め、地域の災	なっており、女性の意見を計画や施策に反映するよう努めている。	\ 0	
害対応力を強化されたい。		・国名県 古町材づけ	合機管理部(合
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内	・国や県、市町村では、	危機管理部(危 機管理政策課)
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な 大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。	災害時等に県民等が適	危機管理部(危 機管理政策課)
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な 大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、 「激甚災害」に指定されたが、そのよ	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な 大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、 「激甚災害」に指定されたが、そのよ うな状況下でも地域住民の生活を守	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると ころ。	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると ころ。	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続につ	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると ころ。 ・事業者が事業活動を休	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると ころ。 ・事業者が事業活動を休 止する基準について	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続につ	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると ころ。 ・事業者が事業活動を休 止する基準について は、業務内容や立地状	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適 切な対応をとれるよ う、気象情報や避難情 報等を発表していると ころ。 ・事業者が事業活動を休 止する基準につい地状 況等により異なり、 が一律に基準を作成す	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な状況	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適より、 を発表している。 ・事業を発表している。 ・事業を発表している。 ・事業を発表している。 ・事業にの立地、は、 、第により異なり、成っては、 、第により異なりには、 、第にもなる。	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な状況下では一刻を争うことから、小売業を	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適より、な対象情報とれる気象情報を必要を表している。 ・事業者が事業活動を休止、業務の異なりのでは、場には、第により異な作のでは、現が一律に基準を作めるにとは困難である。 ・事業者が事業の休	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な状況下では一刻を争うことから、小売業なはじめとする住民生活に欠かせな確業務に従事する労働者の安全性を確	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民等が適よりである。 ・事は、	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な業のでは一刻を争うことから、小売業い業務に従事する労働者の安全性を確保するため、事業活動を休止する基準	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民れの 等に見いる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活をりために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安でなければならない。それぞれの小店舗では、有事の際の営業継続にからなければな有事の際の営業継続にが、自然災害が猛威を振るう危険な業では一刻を争うことから、小売業にではとする住民生活に欠かせな確保するため、事業活動を休止する基準を県が設定し、事業主ならびに住民に	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災害時等に県民れの難るという。 等な気象発表して、 等を報して、 があります。 ・事は、等には、 ををいり、は、 ・事は、、等には、 をでいり、は、 がののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでいます。 がいれる。 ・事は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な業のでは一刻を争うことから、小売業い業務に従事する労働者の安全性を確保するため、事業活動を休止する基準	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内 容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該	災切する 等にを報して 等にを報して 等な気を 等な気を ・事とやい地、成あのにき必め で業になるが上えずの で業になるが上えがより作で がよ等を がよりをで業ので、 等のよりをでまれば、 がよりにき必めで、 で業のにき必めで、 が上えがしたが、 で業のにき必めて で業のにき必めて で業のにき必めて でまるが、 は者が、 は者が、 は者が、 は者が、 は者が、 は者が、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 でまるが、 はる	
唐対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落のよ、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活をりために営業を続けていたの生活が散見された。地域では、その地域では、その地域では、その当業経続に対れば、有事の際の営業とが表には、有事の際があるようだ状況下はが、自然災害が猛威を振るうら、小売せなをはいるが、自然災害が猛威を争らことが、別下は必ずるに対したが、別下は必ずると対し、本の大学を関するが、現をはない。事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。	 ・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 	災害時等に県民れの難るという。 等な気象発表して、 等を報して、 があります。 ・事は、等には、 ををいり、は、 ・事は、、等には、 をでいり、は、 がののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでいます。 がいれる。 ・事は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員もの小店は、その地域で働く従業員の大部では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険小売ではいて判断する仕組みがあるようだが、自然災害が経転を振るうため、小売業ない、事業に従事する労働者の安全性を確保するため、事業活動を休止する基準を見が設定し、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。 <民主主義の基盤強化と国民の権利保障	 ・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 	災切する 等にを報して 等にを報して 等な気を 等な気を ・事とやい地、成あのにき必め で業になるが上えずの で業になるが上えがより作で がよ等を がよりをで業ので、 等のよりをでまれば、 がよりにき必めで、 で業のにき必めで、 が上えがしたが、 で業のにき必めて で業のにき必めて で業のにき必めて でまるが、 は者が、 は者が、 は者が、 は者が、 は者が、 は者が、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 はるが、 でまるが、 はる	
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売りまが散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業目の小売があるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な光況下ではかよする住民生活に欠かせるがあるなりなりない。 (世界では、有事の際の営業継続にが、自然災害が猛威を振るうたが、自然災害が猛威を振るうたが、中間を対したが、自然災害がるとから、小売せなをはじめとする住民生活に欠かせを確保するため、事業活動を休止するとい、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。 (民主主義の基盤強化と国民の権利保障に登する投票環境の意味を	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。	災切する 等に に を 報し で を で を で の の の の の の の の の の の の の	機管理政策課)
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売的生活を守るには、その地域で働く従業員もの小売では、その地域で働く従業員ののには、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るうら、小売ない、自然災害が猛威を振るうたが、自然災害がる自然とから、小売業い業務に従事する住民生活に欠かせを推発するため、事業活動を休止する基準を県が設定し、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。 本書の表別では、記録の権利保障に受ける投票環境のでは、第20回統一地方選挙において知事選	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 逐備について ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県	災切の大学を報して、 等ににを報して、 等の大学を報して、 等の大学をで、 等の大学をで、 がる難るので、 がるが、 等の大学をで、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がの立りが、 で、 で、 がいれ、 、 がいれ、 がいれ、 がいれ、 がいれ、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	機管理政策課)
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売りに営業を続けていたの生活を守るには、その地域で働く従業目の小売では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険小売とから、小売はじめとする住民生活に欠かせをはい、事業活動を休止するとする方の方の、事業活動を休止するとい。そ民主主義の基盤強化と国民の権利保障に受する投票環境の	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 整備について ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。	災切する 等に に を 報し で を で を で の の の の の の の の の の の の の	機管理政策課)
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員もの小店は、その地域で働く従業員ののには、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るうら、小売業の下ではとする住民生活に欠かせる基準を見が設定し、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。 本書	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 逐備について ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県	災切の大学を報して、 等ににを報して、 等の大学を報して、 等の大学をで、 等の大学をで、 がる難るので、 がるが、 等の大学をで、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がの立りが、 で、 で、 がいれ、 、 がいれ、 がいれ、 がいれ、 がいれ、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	機管理政策課)
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業目の小売活を守るには、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険小売ではいるようだが、自然災害が猛威を振るうため、小売ない業務に従事する労働者の安全性を確保するため、事業活動を休止するといるといるといると、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。 (民主主義の基盤強化と国民の権利保障にその内容を周知されたい。 (1)第 20 回統一地方選挙において知事選挙、県議会議員選挙ともに投票率は5	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画 (BCP) を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 整備について ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。	災切う報うと 等にを報して活い地、成あのにき必め、 等の大きのよりをで、 等のよりをで、 がる、等のよりをで、 がを引きたいが、 がを引きますが、 がを引きますが、 がを引きますが、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	機管理政策課) 地域社会振興部 (市町村課(選
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活をりために営業を続けていた小売りに営業を続けていたの生活を全でなければならない。それぞれの生活を全でなければならない。それぞれのには、有事の際の営業経続について判断する仕組みがあるようだ状況下ではかまるが、自然災害が猛威を振るう危、小売せなをはじめとする住民生活に欠かせを選びではからな事する労働者の安全性を選びるため、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。 本書の本書を表し、本書を表して、大学では、大学では、本書を表し、本書を表し、本書を表し、本書を表して、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	 ・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 を備について ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店 	び切りでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	機管理政策課) 地域社会振興部 (市町村課 会事
書対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落のよ大雨をもたらし護岸されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を変けていた。地域住民の生活を変ければ、その生活を変ければ、その性があるとがでは、有事の際の営業とから、小がは、有事がしたが、自然災害がるがある。とから、小がは、有事があるがあるが、自然災害がるがあるが、治療があるが、治療があるが、治療が、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、大きな、ない、ない、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	 ・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 ・頻繁に人の往来がある施設への期目前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店・米子市 イオン米子駅前店 	災切う報こ事上は況がるが止え时ない 等の業す、等一こ、等る村情と にを報し、業に律と業判うとの に等下参え、等のより作で業切続て努 に等下参しに等下参しに等下参しに等下参しに等でのより作で業切続て努 に等下参しに等下参しに等下参しに等下参し。 をは出れがるが止えがありたののにき必め で変止の催りがる難る。 をい地、成あのにき必め 市え等あし で業したので、変止の催りがる難る。 で業したので、でではのでで、でのではのでで、ででいる。 ではいるが止えがありた。 ではいるが止えがのできるが、ではいのでは、ではいる。 ではいるが止えがのにき必め、ではいのでは、ではいるが、できるは、ではいる。 ではいるが、ではいるが、ではいる。 ではいるがよりにいる。 ではいるがより、ではいるが、できるといる。 ではいるが止えがあります。 では、できるが、できるが、できるといる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	機管理政策課) 地域社会振興部 (市町村課 会事
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活をりために営業を続けていたの生活をりまれた。地域は、その地域で働く従業和の生活をもかいて判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るうたが、別下ではからない。それぞれのいて判断する仕組みがある方だが、自然災害が猛威を振るうた、かか売さはじめとする住民生活の安全性を選をはじめとする住民生活動を休止する労働者の安全性を基準を見が容を周知されたい。 (1)第 20 回統一地方選挙において知事選挙、県議会議員選挙ともに投票率は5割を割り込み、の補欠選挙におれた鳥取県議会の補欠選挙の3月に実施率はたた。低位な投票率は、民意を正確に反	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店 ・米子市 イオン米子駅前店 ・倉吉市 パープルタウン ・また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を	災切う報子、等の業は、第一で、等る村情と にを報し、業に律と事のよ等報 にを報し、業に律と事のよ等報 にを報し、業に律と事のよ等報 にを報し、業に律と事のよ等報 を、者る業にはと業判うとの に等下参を所画開現 を、者る業には、選判うとの に等下参し、交止の催光 を、変止の催光 をの異準難があずまして に等下参をの関係 をのよりとの に等下参し、 をの出りに に等下参し、 で変止の催光 のにき必め で業の長い で業の長い で業の長い でまい地、成あのにき必め でまい地、成あのにき必め でまい地、成あのにき必め では、交止の催光 でまいし、課	機管理政策課) 地域社会振興部(市町村課金管理委員会事
審対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生売りために営業を続けては、の生活をりまれた。地域は、その地域ない。それぞれの生活を守るには、その地域ない。それぞれのに対したのとのでなければならない。それぞれのにがより店舗でする仕組みがあるため、中では、有知の際の営業継続でが、自然災害が猛威を振るうた、小かせない、自然災害がるとから、小かせなと対し、からなり、からなり、からなりでは必ずるとから、から、からなり、からなり、からなり、からなり、からなり、からなり、からなり	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店・米子市 イオン米子駅前店・倉吉市 パープルタウン・また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を設置している。	び切う報こ事止は況がるが止え町ない 等の業す、等一こ、等る村情く 等の業を。者る業に律と事のよ等報 等の業を。者る業に律と業判うとの にを報し、業に存異準難事適きしに に等下参をの政 大変止の催状参がる難る。 をい地、成あのにき必め 市え等あし・加 がる難る。 ・村『向方投題、 をい地、成あのにき必め 市え等あし・加 がる難る。 ・村『向方投題、 で業切続て努 ・で業切続て努 ・で業切続て努 ・で業切続て努 ・で業切にき必め ・で楽しの催状参 ・で業切にき必め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	機管理政策課) 地域社会振興部(市町村課金管理委員会事
害対応力を強化されたい。 (3)2023 年 8 月の台風 7 号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活をりために営業を続けていたの生活をりまれた。地域は、その地域で働く従業和の性は、その地域があるようだが、自然災害が猛威を振るうたが、別下ではからない。それぞれのいて判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るうた。小かせならない、第務に従事する労働者の安全性を基準を見が設定し、知されたい。 本	・災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。 ・また、事業継続計画(BCP)を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。 ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店 ・米子市 イオン米子駅前店 ・倉吉市 パープルタウン ・また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を	災切う報子、等の業は、第一で、等る村情と にを報し、業に律と事のよ等報 にを報し、業に律と事のよ等報 にを報し、業に律と事のよ等報 にを報し、業に律と事のよ等報 を、者る業にはと業判うとの に等下参を所画開現 を、者る業には、選判うとの に等下参し、交止の催光 を、変止の催光 をの異準難があずまして に等下参をの関係 をのよりとの に等下参し、 をの出りに に等下参し、 で変止の催光 のにき必め で業の長い で業の長い で業の長い でまい地、成あのにき必め でまい地、成あのにき必め でまい地、成あのにき必め では、交止の催光 でまいし、課	機管理政策課) 地域社会振興部(市町村課金管理委員会事

討がされているが、投票率向上の策と して、利便性が高く頻繁に人の往来が 見込める施設や山間地域の小売店(百 貨店やスーパー等の大型商業施設内、

駅舎内等) 等に期日前投票所を増設さ

れたい。また、期日前投票の投票時間

の弾力的な設定や移動期日前投票所

の設置など、投票率向上に向けた取り

組みを講じられたい。

- 先の智頭町長選挙等においてコネクテッドカーを利用した移動式期 | 日前投票の実施を予定されたり、江府町が投票区の再編に伴って移 動式期日前投票を行うなど新たな取組が見られるところ。
- ・なお、平成28年4月の公職選挙法の改正により、属する投票区に関 係なく投票できる「共通投票所」を設置することが可能となったが、 共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備するこ とが必要なため、県内では設置事例がなく、導入する自治体は全国 的にも少ない状況である。

ついて報告がなされ た。この報告を受け、 令和6年度新規事業と して、期日前投票所の 増設を含む市町村の投 票環境向上のための取 組を支援する補助事業 『地域民主主義再興事 業補助金』を実施して いるところ。また、同 じく同報告を受けた新 規事業として、『投票立 会人不足解消による投 票所減少防止のための

(2)県民が自らの権利や義務など県民生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識も高める中で政治参画を促すことを目的に、義務教育段階から主権者教育を実施されたい。	・学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き、選挙に関する知識や投票の意議等について授業(選挙出前講座)を行っている。 <選挙出前講座の実施状況> R5年度実績:26回(小0、中1、高19、特別支援4) R3年度実績:19回(小0、中1、高21、特別支援4) R2年度実施:28回(小2、中1、高20、特別支援4) R2年度実施:28回(小2、中1、高20、特別支援5) R元年度実施:24回(小1、高19、特別支援4) <啓発冊子「政治と選挙」の作成> ・選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(8,100部)し、県内高校(公立・私立)3年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用している。	オにのて期投が村しを業なく主い携実んま等あ受い育成義主たム組順でついた。	地域社会振興部(市町委員会事務局))
23. 公正・公平な公務労働の実現			
鳥取県内で働く各自治体の臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(2020年4月1日施行)を踏まえ、総務省「会計年度任用職員制度に向けた事務処理マニュアル」が最低基準となるよう助言されたい。	・「地方公務員法」と「地方自治法」が改正され、臨時・非常勤職員の 適正な任用と勤務条件の確保に向けた見直しが行われ、会計年度任 用職員制度が整備(R2.4.1 施行)され、総務省より「会計年度任用 職員制度に向けた事務処理マニュアル」が示されたところ。 ・県においては、総務省の会計年度任用職員に関する各種調査を通じ て各市町村の会計年度任用職員の実態を把握するとともに、必要に 応じて、県から市町村へ助言を行っている。	・市町村の会計年度 ・市町村の公 かついの行動を では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	地域社会振興部(市町村課)
(1)「地域移行型」の部活動改革の推進にあたり、指導者確保のための全県的な指導者育成研修や人材バンク設立を進められたい。 (2)福祉関係機関等との連携など、教育相談体制の充実をはかるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤配置を市町村と協力のうえ、進められたい。	 ・指導者研修については、スポーツ指導者研修会を年4回、部活動指導者研修会を年1回開催し、県立学校に配置する部活動指導員及び外部指導者の職務や義務研修として位置づけ実施しており、多くの市町がこの研修を利用し、市町立の学校に配置する部活動指導員及び外部指導者の研修としている。研修内容は、体罰や不適切な指導とならないよう県のガイドラインについて周知するとともにスポーツ医・科学的な見地の講演や効果的な指導に向けて、適切な指導方法等を学べる内容としている。 ・人材バンクの設立については、令和5年度に地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課が県スポーツ協会に委託し、令和6年2月に、鳥取県「地域クラブ活動人材バンク」を設置し、令和6年4月から県スポーツ協会の事業として運営している。 ・スクールカウンセラーは全公立中・高・特別支援学校に配置し、中学校配置のスクールカウンセラーが校区内の小学校に対応している。 ・スクールソーシャルワーカーは、県立学校に8名(高等学校5名、特別支援学校3名)配置し、全県立学校に対応している。また、県内18市町村がスクールソーシャルワーカーを配置しており、県は事業費の補助を行っている。 ・困難さを抱える児童生徒の中には、福祉関係機関等との具体的な連携体制が必要な場合があり、スクールソーシャルワーカーが校内ケース会議に入り、学校外の支援機関との連携等について助言するなど、福祉・医療等の関係機関との連携に係る援助を行っている。 	・引導者になった。 ・ ススワ引電 を は なの ススワー を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	教育委員会(体育保健課) 教育委員会(いいる) 教での対しの対し、 を持ち、 を持ち、 を持ち、 を持ち、 を持ち、 を持ち、 を持ち、 を持ち

(3)子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう、教職員の多すぎる業務を具体的に削減し、所定労働時間で業務を終えることができるようにするなど、教職員が定年まで働き続けられる職場環境の整備をはかられたい。	・教職員の働き方改革には従前から取り組んでおり、令和3年4月に、これまでの成果と課題を踏まえた「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務時間が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消を目標に各種取組を推進しているところだが、長時間勤務者は一定数存在している。	・「新 学校業務カイゼン プラン」の重点取等の 項である「ICT等の 活用による業務の 活用による業務の 後で教員が担う業の の明確化」「部活動の地に、 各市町村教育委員会、 各中校種校りないく。 組を進めていく。	教育委員会(教育人材開発課)
(4)子どもたちの確かな学びを保障する ために、教材研究、授業準備を行う空 きコマ数を確保できるよう持ち授業 時数の上限設定を行い、それに見合っ た教員配置を進められたい。	・加配等の人的措置を行っているが、生産年齢人口の減少、教員免許授与件数の低下、国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職率の低下等に起因する全国的な教員不足の中で本県においても各学校種で人員が不足している状況である。	・教拡11た的動強確間といい行を相に推進を置りたのは設ができるの数のである。はな出ればして変援の要あー教なて負でをにたにる。はな出ればしてがいる。はないのは設学がきめ利る。はないのはというできが利がある。はないのはというできができるがある。はないのはというできがいる。はないがいる。はないができが利いる。はないが行を相に推進していい行をもいい行を相に推進していい行をもいい行をもいい行をもいい行をもいい行をもいい行をもいい行をもいい行を	教育委員会(教育人材開発課)
25. 私立高等学校の振興と教育環境の整備	- 構、生徒・保護者の負担軽減等の取り組み		
(1)学校経営の安定と教育環境の充実を はかるため、引き続き私学助成の維持 をはかられたい。	・私立高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一位の補助金額を助成している。	・各私立学校の意見を聞き ながら、必要な支援を引 き続き行っていく。	子ども家庭部 (総合教育推 進課)
(2)保護者負担を軽減するため、授業料等 の減免措置や給付型奨学金を拡充さ れたい。	 ・私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。 ・令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化(就学支援金の上限額引き上げ)を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度(総合支援金)を新設した。 ・さらに、令和5年度からは、家計急変世帯についても補助対象としている。 	・各私立学校の意見を聞きながら、家庭の大学を、家庭の大学を、またかからず、すべきでは、の中学生、高校生打ちいるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	子 ど も 家 庭 部 (総合教育推進 課)
	・高等学校の授業料以外の経費の負担軽減のため、「高校生等奨学給付金」を給付している。 【対象者】生活保護受給世帯 非課税世帯(市町村民税・県民税所得割)	・令和6年度においては、 非課税世帯を対象に全 日制・定時制に通う第 1子の高校生等に係る 給付額の引き上げを 行ったところであり、 今後も必要に応じて充 実を図っていく。	教育委員会(人権教育課)
(3)校舎内施設に加え、学校寮の増改築や 補修への助成拡充や ICT を活用した 教育環境整備、光熱費高騰に対する支 援を拡充されたい。	 ・鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例に基づき、私立高等学校の大規模修繕や学校寮の個室化改修等に係る経費に対して補助を行うほか、各学校の借入金に係る利息の支払いに対して補助を行っている。 ・また、ICTを活用した教育環境整備について、アクティブ・ラーニングを実践するための環境整備の補助を行っているほか、物価高騰下における生徒の適切な学習環境を確保するため、運営支援を行っている。 	・県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、各私立学校の意見を聞きながら、必要な助成を行っていく。	子ども家庭部 (総合教育推進 課)
(4)ICTを活用した教育環境整備について、引き続き支援されたい。	・国の私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業が活用可能である。 ・また、県の私立学校教育振興補助金において、アクティブ・ラーニングを実践するために必要なICT機器整備、情報通信技術活用支援員の配置等のICT教育環境の整備推進を行う私立高等学校に対して補助を行っている。	・ICTを活用した教育 環境整備について国の 補助事業の活用を促す とともに、県として必 要な支援を引き続き 行っていく。	(総合教育推進
(5)就学支援金制度に係る事務負担軽減 について引き続き支援されたい。	・私立高等学校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。 ・また、事務担当者説明会の場で行う意見交換を通じて事務改善を実現しているほか、令和2年度から国が整備した事務処理システムの利用を開始し、それまで紙媒体により各校で行っていた事務の負担軽減が図られている。	・保護者等からの申請を オンライン化し添付書 類を削減することにより、さらなる負担軽減 を図る等、引き続き、 各私立学校の意見を聞 きながら、事務のに 検・見直しを図ってい く。	子ども家庭部 (総合教育推進 課)
(6)電気・ガス料金高騰の影響を受ける私 立学校に対し、運営に支障が生じない	・令和4年度及び5年度において、物価高騰の影響を受け、厳しい運営環境にある私立学校に対して、増大する光熱費等を支援した。	・社会情勢を考慮しながら、県として必要な支	子ども家庭部 (総合教育推進

よう、光熱費高騰分を引き続き支援されたい。

・令和6年度も、物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するため、継続して運営支援を行った。

援を行っていく。

課)

<男女平等政策>

26. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現

- (1)現在、県では国と連携してカスタマー ハラスメント (以下:カスハラ)を含 む各種ハラスメント対策の普及啓発 や、「みなくる」を通じた相談対応、 社内研修への講師派遣等に取り組ん でいるが、カスハラは後を絶たない。 この間カスハラ対策は大きく前進し、 2023年9月1日に労災認定基準が改 正され、既存のセクシュアルハラスメ ント、パワーハラスメントに加え、業 務による心理的負荷評価表に「カスハ ラ」が加えられた。また、東京都をは じめ北海道や三重県でも、カスハラ防 止条例の制定に向け検討が始められ ている。社会的にもカスハラ防止に対 する気運が高まる中、当県においても 条例の制定を視野に、実態把握と共有 のための「政労使会議」の設置や、カ スハラ抑止につながるクレーム電話 の録音設備や無人レジ導入に対する 補助金の給付など、さらに踏み込んだ 対応をはかられたい。
- ・県では、カスタマーハラスメント(以下、カスハラという。)が近年、 社会問題化していることから、県庁及び県内事業者等におけるカス ハラ対応・啓発の状況や国の動きを共有し、今後の対応を検討する キックオフとして、令和6年6月に「カスタマーハラスメント防止 対策プロジェクトチーム会議」を開催した。
- ・県職員が刃物で襲われる傷害事件の発生を契機に、平成16年1月に 不当要求行為等対策要綱、不当要求行為等対応マニュアル等を策定。 不当要求行為等相談窓口、専属の不当要求担当職員を設置するとと もに、各所属へ不当要求行為等対策責任者を設置し、毎年1回の研 修を実施している。
- ・県では、県中小企業労働相談所「みなくる」において労働者・事業者双方からのカスハラを含む各種ハラスメントへの相談に対応しているほか、消費者教育の一環として、上手な意見の伝え方などの情報発信、カスハラ防止の啓発チラシの配布、相談窓口での助言等を行っている。また、大切な従業員の安全と健康を守ることを主眼として事業者向けのセミナー(8/19・20)等を実施して取組強化を啓発している。加えて、県産業未来共創補助金等で生産性向上の取組の一環でセルフレジ導入を支援している。
- ・民間では、従業員の保護を目的として、カスハラへの組織的対応の 体制整備、行動方針のホームページでの明示、対応マニュアル作成・ 窓口設置、社内研修を実施している事業者もある。
- ・国においては企業の自主的なカスハラ対策を促進するため、令和2年1月に策定したパワハラ防止指針中にカスハラに関しても事業主が取り組むことが望ましい取組(相談体制整備等)を明記し、また、令和4年2月には企業向け対策マニュアルを公表しているが、本年6月、政府は「骨太の方針」に、法的措置も視野に入れたカスハラ対策の強化を明記し、現在、企業におけるカスハラ対策を義務付ける法改正について検討を開始している。

- ・関心の高まりを背景に、 経営者が従業員の健康 と安全を守るための企業向けセミナーを拡費 実施するほか、消費 教育など既に行っを発力 る取組を含め、啓発れる 動により一層力を入れていく。

商工労働部(雇 用・働き方政策 理)

- (2)多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲を拡大するなど、不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の導入を国に働きかけられたい。また、同性パートナーの権利確保に向けて構築された「とっとり安心ファミリーシップ制度」の周知を図るとともに、運用面での課題を検証し、改善に取り組まれたい。
- ・「選択的夫婦別氏制度」については、政府が令和2年 12 月に決定した「第5次男女共同参画基本計画」の記載にもあるとおり、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し」ては、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」こととされている。
- ・令和6年7月に全国知事会の男女共同参画PT会議において国に対する「ジェンダー平等の実現に向けた提言」が決定され、当該提言の中で「選択的夫婦別氏制度」導入に係る議論の加速化について記載され、8月22日に要請活動が行われたところ。
- ・令和5年10月のとっとり安心ファミリーシップ制度導入時点で全市 町村が県と連携協力する意向を示しており、令和6年6月までに13 市町がサービス提供を開始している。公立病院を含む16医療機関の ほか、金融機関や不動産会社でもサービス提供が広がっているとこ ろ。
- 「とっとり安心ファミ リーシップ制度」につ いては、自治体のみな らず病院や金融機関な どの民間にもサービス 提供の動きが広がって いるところ。当事者の 方々が、自尊感情を 持って自己決定、自己 選択できる社会を実現 するために、引き続き 普及啓発に取り組むと ともに、制度の運用に あたっては、当事者・ 有識者の意見を伺い必 要な見直しを行ってい きたい。

地域社会振興部 (女性 応援課、人権・ 同和対策課)

- (3)性的な被害、家庭の状況などにより日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性およびその恐れのある女性に対し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024年4月1日施行)により策定された基本計画にもとづき、着実に支援を実施されたい。また、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターの体制強化をはかり、NPOなどの民間団体との連携を通して実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制を整備されたい。
- ・本県における困難を抱える女性への支援については、特にドメス ティックバイオレンス(以下「DV」という。)による被害者支援に おいて、民間団体とも連携して先駆的な取組を推進してきた。
- ・令和6年5月に策定した「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援 に関する基本計画」では、策定にあたり民間団体等からヒアリング 調査を行ったところ、DV被害者のみならず、自らSOSを発する ことが難しく支援が届きにくい女性への支援体制づくりや、女性相 談支援センターを中核とした多機関による協働支援の強化、生活再 建・自立支援の充実といった課題が把握された。
- ・これまで先駆的に推進 してきたDV被害者等 支援の取組を活かし、 困難な問題を抱える女 性の福祉の増進及び自 立に向けた施策を総合 的かつ計画的に展開 し、鳥取県女性相談支 援センターの支援調整 機能の強化を図り、同 センターが中核とな り、市町村や民間の相 談機関とのネットワー クの構築や連携を強化 し、多様な相談ニーズ に対応できる支援の充

子ども家庭部 (家庭支援課)

	実に取り組んでいく。	